

# 第3章

## 国際社会で 存在感を高める日本

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	150
第2節	日本の国際協力（開発協力と地球規模課題への取組）	207
第3節	国益と世界全体の利益を増進する経済外交	233
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	256

## 第1節

# 日本と国際社会の 平和と安定に向けた取組

### 1 安全保障に関する取組

#### (1) 日本を取り巻く安全保障環境

日本を取り巻く安全保障環境は、これまで以上に急速に厳しさを増している。国際社会のパワーバランスの変化は加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大しており、こうした中、自らに有利な国際秩序の形成や影響力の拡大を目指した国家間の競争が顕在化している。さらに、国際社会においては、安全保障上の課題が広範化・多様化し、一国のみでの対応が困難になっている。宇宙領域やサイバー領域に関しては、国際的なルールの確立が安全保障の観点からも課題となっている。海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例が見られ、国連海洋法条約(UNCLOS)を始めとする国際法上の権利が不当に侵害される状況が生じている。近年、安全保障の裾野が経済・技術分野に一層拡大していることを踏まえ、これらの分野における安全保障政策に係る取組の強化が必要となっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、複雑化する国際テロへの対応は、引き続き国際社会にとっての重大な課題である。こうした中、日本の周辺には、強大な軍事力が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている。

このような安全保障環境などに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が

不可欠となっている。日本の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、日本がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。今後とも、日本は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、日本の安全及び地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していく(平和安全法制については151ページ 特集参照)。

#### (2) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海を断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見をいかしつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

### 2 日米安全保障(安保)体制

#### (1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力・対処力を向上さ

## 特集

## 平和安全法制施行5周年

いかなる事態においても国民の命や平和な暮らしを守り抜くことは、政府が担う最も重い責任の一つです。2016年3月に平和安全法制が施行されてから、2021年3月に5周年を迎えました。平和安全法制の施行後、米国を始めとする関係国との間で様々な協力が行われており、日米同盟はかつてないほど強固になり、日本は地域や国際社会の平和と安定に一層寄与するようになりました。

例えば、平和安全法制に新設された自衛隊法第95条の2により、自衛隊と連携して日本の防衛に資する活動に現に従事する米軍等の部隊の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護することが可能となりました。米軍に対しては2017年から2020年末までの間、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動や共同訓練の機会に、計57回の警護を実施しました。2021年11月には、共同訓練の機会に、オーストラリア軍に対して初めてとなる同様の警護も行われました。

また、平和安全法制施行を踏まえ、2017年には、日米間のより広範で円滑な安全保障協力の実施のため、新たな日・米物品役務相互提供協定（略称：日米ACSA）<sup>(注1)</sup>が発効しました。新たな日米ACSAの発効により、平和安全法制を受け自衛隊から米軍に対して追加的に提供可能となった物品役務（例：自衛隊及び米軍の双方が参加する多数国間訓練のための物品役務）の提供に対しても、それまでの日米ACSA（1996年発効、2004年に第二次改正発効）の決済手続と同様の枠組みを適用させることが可能となり協力の実効性が一層高まりました。

さらに、国連平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動への協力についても活動が拡充されました。2012年1月から2017年5月まで行われた国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）<sup>(注2)</sup>に従事する南スーダン派遣施設隊の活動に対し、2016年11月に新しい任務が付与されました。この任務には、自衛隊が外国でPKO活動に従事する際、付近で活動するNGOなどが暴徒などに襲撃されたときに、襲撃されたNGOなどの緊急の要請を受けて、自衛隊が駆け付けてその保護に当たるいわゆる「駆け付け警護」や、他国の部隊との間での宿営地の共同防護を行うことが含まれました。

多国籍部隊・監視団（MFO）<sup>(注3)</sup>への司令部要員の派遣も、法律施行に伴い可能となった非国連統括型の活動です。MFOは、1982年からエジプト・シナイ半島でエジプト・イスラエル間の停戦監視活動、対話・信頼醸成の促進支援などを実施する国際機関で、日本は2019年4月からシナイ半島国際平和協力隊員の派遣を開始し、現在2人の司令部要員を派遣しています。MFOへの司令部要員の派遣は、日本の「平和と繁栄の土台」である中東地域の平和と安定に資するのみならず、今後の国際平和協力の推進にとって有益な知見の蓄積にもつながる活動です。

このように、平和安全法制の施行以来、米国のみならず様々な国との協力が深化しています。今後も、国民の命や平和な暮らしを守り抜くべく、外務省としても、各国との相互協力の更なる進展に資する外交関係の維持・発展に努めていく考えです。



日豪共同訓練（日豪トライデント）  
（11月 写真提供：防衛省）



MFOへ派遣された司令部要員  
（写真提供：PKO事務局）

(注1) ACSA：Acquisition and Cross Servicing Agreement

(注2) UNMISS：United Nations Mission in the Republic of South Sudan

(注3) MFO：Multinational Force and Observers

せていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。さらに、<sup>ふ</sup>普<sup>てん</sup>天間飛行場の移設や在沖縄米海兵隊約9,000人のグアムなどへの国外移転を始めとする在日米軍再編についても、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

## (2) 日米安保各論

### ア「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」 の下での多層的な取組

2015年に策定された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねてきている。バイデン政権は発足直後から日米同盟を重視する姿勢を鮮明にした。発足後わずか2か月後の2021年3月、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸信夫防衛大臣との間で日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）が開催された。4閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たに示した。また、4閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致した。さらに、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調した。そして、4閣僚は、尖閣諸島に対する日米安保条約第5条の適用を再確

認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認した。

そして、2022年1月には、日米「2+2」が初めてテレビ会議形式で開催され、日本側からは、林外務大臣及び岸防衛大臣が、米側からは、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。日米同盟をいかに進化させ、現在、そして将来の挑戦に効果的に対処し続けるかについて率直かつ重要な議論を行うことができ、大きく以下の3点の成果があった。第一に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」へのコミットメントを確認するとともに、ルールに基づく秩序を損なう中国の取組や北朝鮮の核・ミサイル活動を含め、変化する地域の戦略環境に関する突っ込んだ議論を行い、認識をすり合わせた。第二に、日米同盟の抑止力・対処力を抜本的に強化するための具体的な議論を進めることを確認した。さらに、宇宙・サイバー分野や新興技術を含め、日米同盟の優



日米「2+2」（テレビ会議形式）（2022年1月）



デル・トロ米海軍長官による表敬を受ける三宅伸吾外務大臣政務官（10月、東京）

位性を将来にわたって維持するために投資を行っていくことにつき一致した。第三に、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することや適時の情報共有といった連携の重要性について一致した。また、2021年も米国国防当局高官との人的往来が継続的に行われた。6月にアクイリノ米国インド太平洋軍司令官及びパパロ米国太平洋艦隊司令官、7月にリチャード米国戦略軍司令官、10月にはデル・トロ米国海軍長官が相次いで訪日した。また11月にはアクイリノ米国インド太平洋軍司令官が再度訪日し、林外務大臣就任後初となる外国要人としての外務大臣表敬を行った。加えて、4月には日米拡大抑止協議をテレビ会議形式で実施した。本協議は2010年以降定期的に行われ、日米安全保障・防衛協力の一つとして、地域の安全保障情勢、日米同盟の防衛態勢、核及びミサイル防衛政策並びに軍備管理について意見交換した上で、日米同盟の抑止力を強化する方策について率直な議論を行い、相互理解を深める場として機能している。このような多層的な取組を通じ、米国との間で安全保障・防衛協力を引き続き推進し、同盟の抑止力・対処力を一層強化していく。

### イ ミサイル防衛

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。

### ウ サイバー

2021年3月の日米「2+2」では安全保障分野におけるサイバーの重要性を確認し、同4月の日米首脳会談では、サイバー領域での防衛協力も進化させていくことを宣言した。こうした議論も踏まえ、2022年1月の日米「2+2」

では、サイバー脅威への共同対処が同盟として必須であることを確認した。日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米サイバー対話などの枠組みを通じ日米の関係者が幅広い分野における日米協力について議論し、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行っている。

### エ 宇宙

2021年3月の日米「2+2」では、安全保障分野における宇宙の重要性を確認し、同年4月の日米首脳会談では、宇宙領域での防衛協力も深化させていくことを宣言した。こうした議論も踏まえ、2022年1月の日米「2+2」では、宇宙への、宇宙からの及び宇宙における深刻な脅威への共同対処が同盟にとって必須であることを確認した。日米両国は、宇宙状況把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。

### オ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、2021年4月の日米首脳共同声明や2022年1月の日米「2+2」共同発表でその重要性が確認されたように日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。

### カ 海洋安全保障・多国間協力

日米両国は、東アジア首脳会議（EAS）やASEAN地域フォーラム（ARF）などの場で、海洋をめぐる問題を、国連海洋法条約を始めとする国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えている。2015年4月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するた

米軍再編の全体像



（注）2012年4月の日米「2+2」共同発表において、在沖縄海兵隊のグアム移転と嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設に係る進展から切り離し

めの措置に関し、相互に緊密に協力するとしている。2021年は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、マラバール（日米豪印共同訓練）などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとも連携を強化した。さらに日米両国は、インド太平洋地域に空母打撃群を派遣した英国や、フランス、ドイツ、オランダといった欧州各国とも共同訓練を実施し、自由で開かれたインド太平洋を実現していく重要性が各国に広く共有されていることを確認した。引き続き、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの連携強化を重視していく。

(3) 在日米軍再編

政府は、普天間飛行場の辺野古移設を含む在日米軍再編を着実に進め、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減に引き続き全力で取り組んでいく。

2021年4月の日米首脳共同声明において、日米両国は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である辺野古における普天間飛行場代替施設の建設、馬毛島における空母艦載機着陸訓練施設、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に関する現行の取決めを実施することに対するコミットメントを引き続き確認した。また、2022年1月の日米「2+2」共同発表においても、このような在日米軍再編について、二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。

引き続き、在沖縄米海兵隊部隊約9,000人のグアムなど国外への移転計画や、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地の返還などについて、着実に計画を実施すべく、日米間で緊密に連携していく。

特に、沖縄における土地返還の取組については、2017年12月の北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の引渡し以降も、統合計画に基づいて各種返還案件が進められ、2020年3

月のキャンプ瑞慶覧<sup>ずけらん</sup>の施設技術部地区の一部返還により、統合計画の中で「速やかに返還」とされている全ての区域の返還が実現した。また、2020年12月には普天間飛行場の佐真下<sup>さました</sup>ゲート付近の土地の返還が行われたほか、2021年5月には牧港補給地区（国道58号線沿いの土地）のランドリー工場地区の返還が実現した。

#### (4)「同盟強<sup>じん</sup>靱化予算（在日米軍駐留経費負担）」 (HNS<sup>1</sup>)

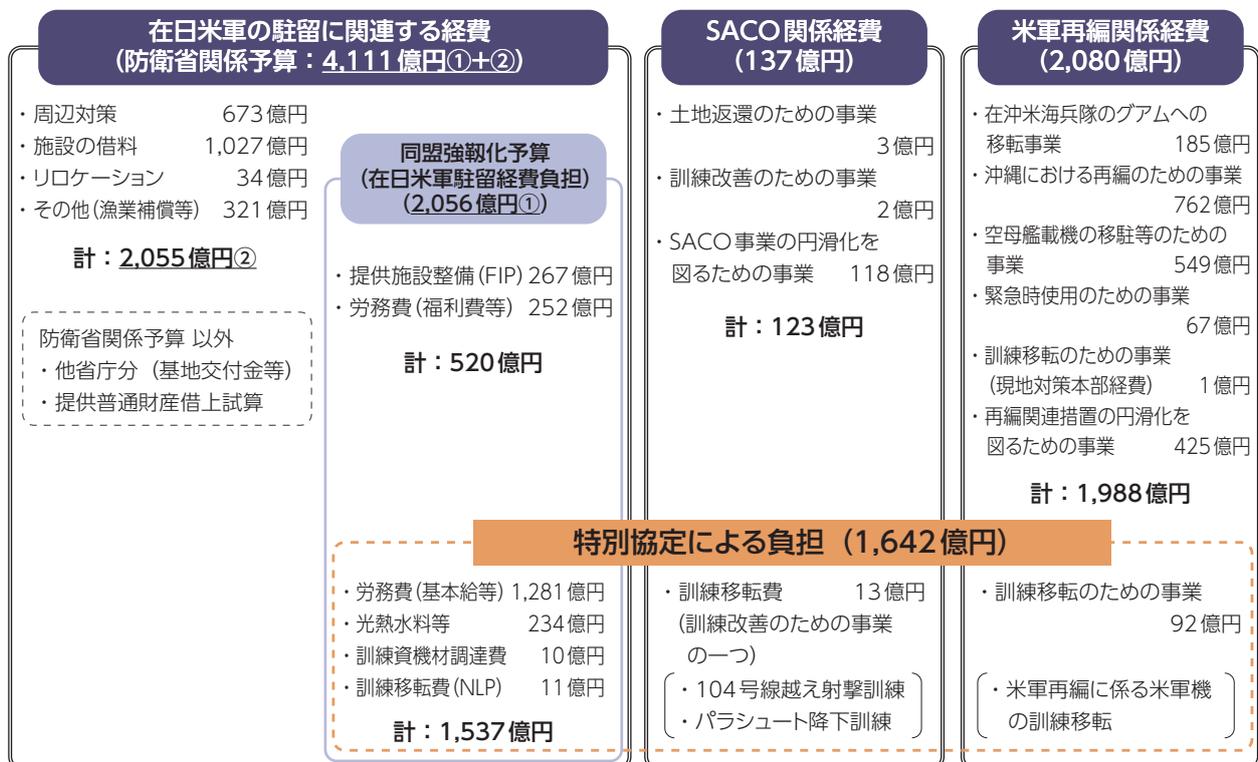
日本は、1987年以降、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の効果的な活動を確保するため、日米地位協定第24条の規定に基づき米側に負担義務がある経費の一部につき、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で負担してきた。

日米両政府は、2022年4月1日以降の在日米軍駐留経費負担の在り方について協議を行っ

てきた。日本としては、厳しい財政状況を踏まえつつ、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるとともに、日米同盟の抑止力・対処力をより一層効果的に強化していくことが必要であるとの認識の下、協議を重ね、2021年12月に日米間で合意に至り、2022年1月7日、東京において、林外務大臣とグリーン駐日米国臨時代理大使との間で特別協定の署名を行った。なお、日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを受け、日本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。

新たな特別協定の対象期間（2022年4月1日から2027年3月31日）における「同盟強靱化予算」などの概要は以下のとおり。「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となっている。

#### 在日米軍関係経費（令和4年度予算案）



(注1) 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）に含まれるものと沖縄に関する特別行動委員会（SACO）関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

(注2) SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費である。一方、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から日本が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。

(注3) 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分（基地交付金等：400億円、3年度予算）、提供普通財産借上試算（1,643億円、3年度試算）がある。

(注4) 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。



在日米軍駐留経費負担「同盟強靱化予算」に係る特別協定の署名  
(2022年1月、東京)

### (1) 新たな特別協定

ア 労務費：在日米軍施設・区域で働く労働者のうち、2万3,178人の基本給などを負担（2021年度（令和3年度）の日本側負担労働者数である2万3,178人を維持）。

イ 光熱水料など：2022年度（令和4年度）及び2023年度（令和5年度）は234億円、2024年度（令和6年度）は151億円、2025年度（令和7年度）及び2026年度（令和8年度）は133億円を負担。

ウ 訓練資機材調達費：在日米軍の即応性のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費として、新たに負担（5年間で最大200億円）。

エ 訓練移転費：2021年度（令和3年度）と同水準（約114億円）を各年度負担。アラスカを訓練移転先の対象とする。

### (2) 提供施設整備費

在日米軍の即応性・抗たん性強化に資する事業を重点的に推進し、5年間で最大1,641億円を負担。

### (5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と

支持を得ることが重要である。日本政府は2015年の環境補足協定や、2017年の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。例えば、2021年6月に陸軍貯油施設で有機フッ素化合物の一種であるPFOSなどを含む水の流出が発生した際には、2020年4月の普天間飛行場における漏出事象時と同様に、環境補足協定に基づく立入りを行い、水のサンプリングを実施した。また新型コロナ対策においては、2021年6月に在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種に係る共同プレスリリースを発表した。同年12月以降、全国の在日米軍施設・区域内及びその周辺自治体において新型コロナの感染事案が発生したことを受け、2022年1月6日の日米外相電話会談や翌7日の日米「2+2」などの機会に、米側に対して感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けた対応を強く申し入れた。その結果、同月9日に新型コロナの拡大に対処するための措置に関する日米合同委員会声明を發出し、また、同月21日の日米首脳テレビ会談では、新型コロナの拡大防止のために引き続き緊密に協力することで一致した。引き続き、感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けて、日米間の連携をより一層強化していく。

沖縄の高校生・大学生が同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を目の当たりにする機会を設け、日米の相互理解の増進を図ることを目的とする「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States) プログラムについては、新型コロナの影響を踏まえ、2021年3月に東京派遣プログラム<sup>2</sup>として実施した。また、2020年度から、米国防省教育部 (DoDEA) と共催し、日米の中高校生が文化・教育交流を行う「日米交流の促進・相互理解の増進のための

<sup>2</sup> 沖縄から参加者を東京に招へいし、日米関係に携わる実務者や国際社会で活躍する有識者などへの面会（オンライン含む）及び各種視察を実施

プロジェクト」を実施している（158ページコラム参照）。

### (6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安保理決議第83号の勧告に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部が韓国・ソウルに移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、司令官始め4人が常駐しているほか、9か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常駐している。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる。現在、朝鮮国連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の使用が認められている。

2019年7月には、合同会議が日本政府と国連軍との間で開催され、朝鮮半島情勢について議論するとともに、日本における国連軍に係る事件・事故発生時における通報手続に合意した。引き続き国連軍と緊密に連携していく。

## 3 グローバルな安全保障

### (1) 地域安全保障

アジア太平洋地域では、グローバルなパワーバランスの変化などに伴って安全保障環境が厳しさを増している。地域の安全保障環境が厳しさを増す中で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することはこれまで以上に重要である。また、日本自身の防衛力の抜本的な強化も必要である。同時に、各国との二国間及び多国間の安全保障協力の強化に積極的に取り組むことで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を続けている。

ASEANは、地政学的要衝に位置しており、日本にとって重要なシーレーンに面している。

ASEANの更なる安定と繁栄は、東アジア地域のみならず国際社会の安定と繁栄にとっても極めて重要である。こうした観点から、日本は、例えば、巡視船の供与などを通じて、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシアなどの海上保安能力向上に向けた支援を継続して実施している。3月、インドネシアと第2回日・インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施し、防衛装備品・技術移転協定に署名したほか、両国の安全保障協力を一層推進していくことで一致した。また、9月にはベトナムとも防衛装備品・技術移転協定に署名し、艦艇分野を含めた具体的な装備移転の実現に向けて両国間の協議を加速化している。11月にはフィリピンとの間で「2+2」の立上げに向けて検討を進めることで一致している。

インドとは、岸田総理大臣就任直後の10月に実施した日印首脳電話会談及び林外務大臣就任直後の11月に実施した日印外相電話会談において、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更なる高みに引き上げていくことで一致したほか、日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）の早期開催に向けて調整を進めることも確認した。また、日印軍縮・不拡散協議（2月）、第6回日印「海洋に関する対話」（9月）、第2回日印宇宙対話（11月）がそれぞれオンラインで開催され、それぞれの分野における情勢認識や協力可能性などについて意見交換が行われた。

オーストラリアとは、2022年1月に実施した日豪首脳テレビ会談の際に、自衛隊とオーストラリア国防軍との間の共同訓練や災害援助活動などの協力活動を円滑にする、日豪円滑化協定に署名した。同会談では、自衛隊とオーストラリア国防軍の協力を更に深化させるとともに、宇宙・サイバーなどの新領域や経済安全保障といった分野へも協力の裾野を拡大していくこと、さらに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のため、両国間の「特別な戦略的パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるべく連携していくことで一致した。また、同会談では、二国間協力のみならず日米豪印や

コラム

## 日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト

外務省は、2020年から米国防省教育部（DoDEA）との共催で、在日米軍施設・区域が所在する地域において、地元の中高生と米軍人の子女との交流プログラムを実施しています。このプログラムは、日米の中高生が文化・教育交流を通じて相互理解を深めるとともに、国際社会で活躍する人材を育成することを目的とするものです。

2020年の青森県三沢市に続き、2021年は山口県岩国市（2回）、長崎県佐世保市、青森県三沢市で事業を実施しました。このコラムでは、岩国市及び佐世保市のプログラムに参加した日本人生徒の感想を紹介します。

### ■ 山口県立岩国高校 堀川まりあさん

私の将来の夢は英語を話せる看護師なので、今回のプログラムに参加することをとても楽しみにしていました。しかし、いざ参加してみると私の未熟な英語力ではなかなか思いが伝わらず、とても苦戦しましたが、米軍基地内の高校生たちは優しく丁寧に接してくれました。グループワークで行った旗作りやキャラクター作りでは、積極的にコミュニケーションを取ることで、お互いの国の文化をより深く知ることができ、とても有意義でした。今回のプログラムに参加して、これからは海外の方ともっとたくさん交流したいと思います。そのためにも、自分の考えや思いを主張しながらも相手を思いやる気持ちを大切にして、より一層英語学習に力を入れていきたいと思います。またこのようなプログラムがあればぜひ参加したいです。

### ■ 長崎県立佐世保西高校 浦郷紗季さん

参加当初は、会場ではALT<sup>(注1)</sup>の先生と楽しく会話ができ、同年代の子ともきっと良い時間が過ごせるだろうと思っていました。しかし、いざコミュニケーションを取ろうと思って上手く意思疎通が図れず、初日のプログラムが折り返し地点に来る頃には、最初の自信はほとんど消えかかっていました。それでも、フレンドリーに米国側の高校生が話しかけてくれて、拙い英語ながらも会話を膨らませ、2人で笑い合うことができたときには大きな喜びを感じました。日米交流の象徴となるようなマスコットキャラクターを考えるセッションでは、日本と米国、互いの国の文化について意見交換することで、普段は知ることのない両国の相違点に好奇心を抱きました。今回のこのようなプログラムでは自分の視野や関心の幅を広げることができ、とても貴重な経験となりました。



学生と交流する小田原潔外務副大臣  
(11月7日、岩国市)



プレゼンテーションを行う日米の学生たち  
(11月6日、岩国市)

(注1) ALTとはAssistant Language Teacherの略で英語を母国語とする外国人教師のこと



日豪円滑化協定署名式  
(2022年1月6日、東京 写真提供：内閣広報室)

日米豪の協力推進の重要性を再確認した。6月に開催された第9回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）では、地域の安全保障上の課題を踏まえた戦略認識を共有するとともに、インド太平洋地域及びそれを越えた地域における平和、安定及び繁栄に貢献すべく、日豪間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げることの重要性を確認した。

「グローバルな戦略的パートナー」である英国とは、2月の第4回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）及び首脳・外相間の各種会談（電話会談含む）において、「特別なパートナー」であるフランスとも、首脳・外相間の各種会談（電話会談含む）において、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて海洋安全保障などの分野で協力を強化していくことをそれぞれ確認した。英仏両国との安保・防衛協力は近年飛躍的に深化しており、9月に英空母「クイーン・エリザベス」を中心とする空母打撃群が日本に寄港し、共同訓練を行ったほか、10月には日英円滑化協定の第1回交渉会合を実施した。5月にはフランス練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」も日本に寄港し、共同訓練を実施したほか、10月には東京で23回目となる日仏外務・防衛当局間（PM）協議が実施された。ドイツとは、4月にオンライン形式で初の日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を行ったほか、6月には日独外務・防衛当局間（PM）協議を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて両国で緊密に連携していくことを確認した。また、11月にはドイツ海軍フリゲート艦「バイ

エルン」が日本に寄港し共同訓練を実施した。6月の日・オランダ外相会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携強化を確認し、9月には、オランダ海軍フリゲート艦が英空母打撃軍の一部として日本に寄港した。さらに、イタリア（3月、首脳電話会談及び6月、外相会談）とも「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携で一致した。EUとは、5月の日・EU定期首脳協議で、インド太平洋における日・EU協力の強化で一致したほか、複数回にわたりEU海上部隊との共同訓練を行った。また、EUは、4月及び9月にインド太平洋戦略を発表し、9月の文書で、七つの優先分野の一つとして、安全保障・防衛を明記し、パートナーとしての日本との協力も盛り込まれている。

カナダとは、5月の外相会談において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」（以下「優先協力6分野」という。）を発表し、6月の首脳会談では、優先協力6分野において、今後、両国が具体的で力強い協力・連携を更に進めていくことで一致した。優先協力6分野には、「瀬取り」など北朝鮮関連の国連安保理決議違反への対応などでの協力や、日加物品役務相互提供協定（ACSA）を最大限に活用すること、エネルギー安全保障に関する協力などが盛り込まれている。日加次官級「2+2」は、これまで4回開催されている。カナダ軍との共同訓練については、2017年以降毎年実施している日加共同訓練「KAEDEx」を11月に実施したほか、複数の多国間共同訓練を実施した。「瀬取り」については、カナダ軍の艦艇が9月中旬から、航空機が10月中旬から、監視活動を行った。

中国との間には、透明性を欠いた軍事力の急速な強化や日本周辺海空域における中国軍の活動の活発化、独自の主張に基づく我が国固有の領土である尖閣諸島周辺海域での領海侵入など、様々な懸案が存在しているが、引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用して、主張すべきはしっかりと主張し、懸案

を一つ一つ解決し、また中国側の具体的行動を強く求めるなど冷静かつ毅然と対応していく。中国の軍事的動向は日本にとって極めて重大な関心事項であることから、日中安保対話などの安全保障分野の対話や交流のチャネルの重層的な構築に努めており、政策面での意思疎通を図るとともに、日本の懸念を伝達し、国防政策や軍事力に係る透明性の向上や日本を含む地域と安全保障環境に資する具体的な行動の改善を働きかけている。相互理解及び相互信頼の増進や不測の衝突の回避という面では、2018年6月に運用開始された日中防衛当局間の海空連絡メカニズムは大きな意義を有している。

韓国とは、北朝鮮の非核化に向け、日韓、日米韓で連携していくことが重要であるとの認識の下、日韓外相会談（1月（電話会談）、5月、9月）、日米韓外相会合（5月、9月）、日韓首脳電話会談（10月）などを行い、日韓・日米韓で緊密に連携していくことを確認している。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地域において、日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。2019年12月には、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のため、日本独自の取組として、(1)中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、(2)関係業界との綿密な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底及び(3)情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について閣議決定し、2020年1月から中東の海域における情報収集活動を継続して実施している。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。この中でもARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じたインド太平洋地域の安全保障環境の向上を目的とし、北

朝鮮やEUといった多様な主体が参加する重要な安全保障対話の枠組みである。また、各種取組を通じた信頼醸成に重点を置いている観点からも重要なフォーラムであり、8月には、28回目となるARF閣僚会合が開催され、新型コロナへの対応のほか、北朝鮮、東シナ海・南シナ海問題などの地域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行った。また、日本は、これまで海上安全保障、不拡散・軍縮、テロ・国境を越える犯罪対策、災害救援及びICTセキュリティの全ての会期間会合(ISM)において共同議長国を務めるなど、積極的に貢献している。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議(トラック1)のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み(トラック1.5)も活用するなど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

## (2) 経済安全保障

### 経済安全保障を取り巻く動向

近年、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化しており、安全保障の裾野が急速に拡大している。例えば、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)など、人々の生活を便利にする新興技術は、軍事転用によって安全保障上のリスクになり得る。また、自国の戦略的利益を確保するために経済的な依存関係を利用して他国・地域を威圧するという動きも活発化している。このような経済活動に関する安全保障上のリスクに対処するため、経済構造の自律性を確保し、また、日本の技術を始めとする優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性を獲得するという観点を踏まえた経済施策を総合的・効果的に行うことが重要であり、こうした考え方を中心とする経済安全保障の取組の重要性が高まっている。

このような情勢を踏まえ、外務省は、安全保障や対外経済関係に係る外交政策を推進し、条約などの国際約束の締結、解釈及び実施を所管する省庁として、同盟国・同志国との連携強化

や、新たな課題に対応する規範の形成などに積極的に取り組んでいる。

### イ 各国の最近の取組状況

経済安全保障を推進する取組は、他の主要国でも近年急速に進められている。

米国は6月、サプライチェーンに関する大統領令に基づく報告書を公表し、重要医薬品の国内生産への支援、先進蓄電池の国内サプライチェーンの確保、国内外の持続可能な重要鉱物の生産・加工への投資、産業界、同盟国、同志国と連携した半導体不足への対処などを直ちに実施する方針を示した。

EUは5月、新たな産業戦略の中で、戦略的な産業における原材料や技術について特定地域への依存を軽減する方針を示した。

オーストラリアは4月、「サイバー・重要技術国際関与戦略」を策定し、重要技術の発展がもたらす地政学的な意味合いを踏まえつつ、自国が保護すべき技術の特定などを推進する方針を示した。

中国も「中国製造2025」や新たな経済発展モデル「双循環」など、経済安全保障に関する国家戦略を急速に推進しており、国内法整備も着実に進めている。例えば、9月には、中国国内外におけるデータ処理活動に関し、自国の安全、公共利益、国民、組織の合法權益を損なった場合は、責任追及を可能とする規定などを含むデータセキュリティ法を施行した。

### ロ 経済安全保障の推進に向けた日本の方向性

日本国内においても議論が加速化している。6月に決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、経済安全保障に係る戦略的な方向性が示された。例えば基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で同志国との協力の拡大・深化を図ること、日本の自律性を確保し優位性を獲得すること、こうした観点から重要技術を特定し、保全・育成する取組を強化すること、基幹的な産業を強<sup>じん</sup>靱化するための施策の具体化と実施を進めることが決定された。

10月に発足した岸田内閣は経済安全保障を

重要課題の一つとし、所信表明演説において日本の経済安全保障を推進する法案の策定を表明した。11月に実施された第1回経済安全保障推進会議では、法制上の手当を講ずるべき分野として、(1) サプライチェーンの強靱化、(2) 基幹インフラの安全性・信頼性の確保、(3) 先端的な重要技術についての官民協力、(4) 特許の非公開化が提示されたほか、経済安全保障の推進に向けた大きな方向性として、「自律性の向上」、「優位性ひいては不可欠性の獲得」、「基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化」の三つが示された。

### ハ 日本と諸外国との経済安全保障に関する連携

外務省は、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化に向けた同盟国・同志国との連携強化や、新たな規範の形成に向けた取組において積極的な役割を果たしている。

例えば、4月の日米首脳会談の共同声明において、5G（第5世代移動通信システム）の安全性及び開放性へのコミットメントを両首脳間で確認し、信頼に足る事業者に依拠することの重要性について一致した。また、両国の安全及び繁栄に不可欠な重要技術の育成保護や、半導体を含む機微なサプライチェーンにおける連携を確認した。さらに、知的財産権の侵害、強制技術移転、過剰生産能力問題、貿易歪曲的な産業補助金の利用などの非市場経済的で不公正な貿易慣行に対処するため、G7やWTOの枠組みを活用して引き続き協力していくことを確認した。「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」においても、信頼できる事業者や市場の多様化を通じオープンな無線アクセスネットワーク（Open-RAN）などを推進すること、5Gや次世代移動体通信網などの安全なネットワークなどへの投資を通じデジタル分野の競争力を強化することを確認した。このほかにも、半導体などの機微なサプライチェーン及び重要技術の育成・保護に関し協力すること、ゲノム解析などのバイオ・テクノロジーを進展させること、量子科学技術分野における研究機関間の連携及びパートナーシップを強化するこ

となどを確認した。さらに、2022年1月の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）では、人工知能や量子計算などの重要な新興分野でイノベーションを加速させ、日米同盟が技術的優位性を確保するための共同の投資を追求することなど、新興技術に関する協力を前進及び加速化していくことを確認した。

また、6月の日豪外務・防衛閣僚会議では、経済安全保障分野での一層の協力強化を約束した。例えば、違法な技術移転への対応やサプライチェーンの強靱性の構築において連携を更に深化することで一致した。また、サイバー及び重要技術の連携強化を通じて、地域の能力構築、産業の強靱化を進めていくことなどを確認した。2022年1月の日豪首脳テレビ会談においても、違法な技術移転への対処やサプライチェーンの強靱化、重要インフラの保護強化などの経済安全保障の分野における日豪両国間の協力を強化することを誓約した。

こうした二国間の連携強化に加え、日米豪印やG7などを通じた取組も活用し、同盟国・同志国との連携を強化している。

5月のG7外務・開発大臣会合では、世界経済の強靱性を促進するため、恣意的で威圧的な経済政策及び慣行に対して加盟国で共に取り組むことを確認した。また、中国に対し、世界経済における同国の役割に相応する義務及び責任を担い、かつ果たすよう要請することを確認した。

6月のG7首脳会合では、重要鉱物資源及び半導体などのサプライチェーン脆弱性リスクに対処するため、加盟国でメカニズムを検討し、ベストプラクティスを共有することを確認した。また強制的な技術移転、知的財産窃取、国有企業による市場歪曲的な行動、有害な産業補助金といった不公正な慣行から保護するため、世界貿易のルールを現代化する面で協力することで一致した。閣僚レベルでも、3月、5月及び10月に開催されたG7貿易大臣会合で、不公正な貿易政策や慣行の是正に結束して取り組むことで一致した。

また3月に初めて首脳級で開催された日米豪印首脳テレビ会議では、自由で開かれ包摂的で

強靱なインド太平洋には、重要・新興技術が共通の利益と価値観に基づいて管理され運用されることが必要であるとの精神が掲げられた。こうした精神の下、「重要・新興技術に関する作業部会の立ち上げ」、「技術の設計、開発及び利用に関する原則に係る声明の策定」、「技術標準の策定に係る協調の円滑化」、「バイオ技術の動向及び機会をモニターするための協力の円滑化」、「重要技術のサプライチェーンに関する対話の実施」などで一致した。

9月に行われた日米豪印首脳会合では、責任があり、開放的で、高い水準の技術革新を4か国が主導していくために、「次世代情報通信や人工知能に関わる技術標準」、「半導体を含む重要技術及び物資のサプライチェーンの強靱化」、「オープンRANを含む5Gネットワークのベンダー多様化」、「バイオ技術等の技術開発動向のモニタリング」において日米豪印が協力していくことを確認した。さらに、同会合では「技術の設計、開発、ガバナンス及び利用に関する日米豪印原則」を発出、「表現の自由やプライバシーを含む普遍的価値が重要であり、技術は権威主義的監視や抑圧に使われてはならないこと」、「強靱で、多様性があり、安全なサプライチェーンに向けて同志国等と協力を進めること」、「技術革新や包摂的な繁栄を実現するには公正で開かれた市場が重要であること」などを確認した。

新たな規範の形成に向けた取組としては、前述のような政治文書の発出に加え、各国による国内規制や施策への反映を視野に入れた個別の外交努力が挙げられる。例えば11月のプラハ5Gセキュリティ会議では、日本を含む数十か国による参加の下、5Gや人工知能、量子通信などの新興技術に関し、「補助金や法制度等を通じた外国による不当な影響によるリスクを軽減し、信頼できるサプライチェーンを構築すること」、「サプライヤーを多様化し競争力を促進すること」などの重要な原則について議論がなされ、新興技術の開発や利用などにおける原則に関する議長声明、及び5Gなどの機器のサプライヤーの多様化を促進するための原則に関する

る議長声明が発出された。

### オ 外務省としての経済安全保障への取組

外務省としても、引き続き、日米同盟を外交・安全保障の基軸としつつ、基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で、同志国との協力の拡大・深化を図っていく。また、必要な法整備など経済安全保障の確保に向けた政府一丸となった取組に積極的な役割を果たしていく。

#### (3) サイバー

サイバー空間の利活用が進み人々の生活の利便性が向上する一方、サイバー攻撃が日本の経済社会全体に与え得る安全保障上のリスクは拡大している。例えば5月に米国で発生した石油パイプライン事業者へのサイバー攻撃では、経済社会活動に大きな影響が発生した。サイバー空間は平素から、地政学的緊張を反映した国家間の競争の場となっており、国家の関与が疑われるものを含め、組織的かつ周到に準備された高度なサイバー攻撃の脅威が増大するなど、最早純然たる平時とはいえない様相を呈している。

このような状況を踏まえ、日本は悪意あるサイバー行為に対して関係各国と協働し、抑止のための取組を行っている。その一つとして、攻撃者を特定し、公に非難することで抑止するいわゆるパブリックアトリビューションを行っている。2017年にはワナクライ<sup>3</sup>事案の背後における北朝鮮の関与について、2018年には中国を拠点とするAPT10といわれるグループが長期にわたる攻撃を行ったことについて公に非難してきた。加えて、7月には中国政府を背景に持つAPT40や中国人民解放軍61419部隊を背景に持つTickというサイバー攻撃グループが関与した可能性が高いサイバー攻撃について、外務報道官談話を発出し、同盟国・同志国と連携し、これらの行動を断固非難した。

また、国際場裡における議論などを通じ、国際社会の平和と安定及び日本の安全保障に資す

るルール形成及びその運用を図ることは、サイバー攻撃を抑止する観点からも重要である。日本は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）や国連オープン・エンド作業部会（OEWG）に積極的に参画し、国際法がどのように適用されるか及び国家が守るべき規範に関する議論に貢献してきた。第6会期GGEでは、サイバー空間に既存の国際法が適用され、既存の国際法を補完する11項目の規範を再確認することを含む報告書が採択された。OEWGにおいては、新型コロナのパンデミック下における医療サービス及び医療施設に対するサイバー攻撃に重大な懸念を表明し、電力や水道などと同様に重要インフラとして保護すべきとの提案を米国やオーストラリアなど6か国共同で行い、こうした内容を含む報告書が3月に全会一致で採択された。本報告書合意後、6月からは、2021年から2025年を会期とする新たなOEWGが設立されており、日本は引き続き、自由で開かれた安全なサイバー空間の実現に向け議論に貢献していく。

抑止のための取組に加え、サイバー活動を発端とした不測の事態を防ぐためには、お互いの考え方について理解を深め、相互に信頼性を高めることが必要である。日本はシンガポール、マレーシアと共に共同議長国として、サイバーセキュリティに関するASEAN地域フォーラム（ARF）会期間会合を4月に開催し、地域的・国際的なサイバーセキュリティ環境に対する見方や各国・地域の取組について意見交換を行った上で、国連などの国際社会における成果を踏まえ、今後取り組むべき信頼醸成措置などに関する議論をリードした。

また、サイバー空間のボーダレスな性質を鑑みれば、他国及び地域能力を向上させることは日本を含む世界全体のサイバー空間及び安全保障環境の安定化のため重要である。こうした観点から日本は主にASEAN諸国への能力構築

<sup>3</sup> 北朝鮮の関与があったとされる悪意のあるプログラム。2017年5月に150か国以上で30万台以上のコンピューターが感染し、身代金が要求された。

支援を継続してきた。例えば、2017年以降、日・ASEAN統合基金（JAIF）により、日・ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）の設立及びサイバーセキュリティ演習などを実施しており、10月に開催された第14回日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議では、日・ASEANの各種の協力活動の進展を確認した。また、日本は開発途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した、世界銀行による「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」に出資しており、今後人材育成などを推進していく。さらに、12月には「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」を改定しており、今後開発途上国における能力構築支援を積極的にオールジャパンで実施していく。

上記取組を通じ、今後も自由、公正かつ安全なサイバー空間の実現に貢献していく。

#### (4) 海洋

日本は、四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域と長い海岸線に恵まれ、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、「自由で開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家である。力ではなく、航行及び上空飛行の自由を始めとする法の支配に基づく海洋秩序に支えられた「自由で開かれ安定した海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、これを維持・発展させていくために、日本は、海上交通の安全確保や海洋安全保障協力の取組を推進してきた。こうした取組は、日本の経済的存立の基盤となる海洋権益を確保していくためにも重要である。

特に、日本は、重要なシーレーンが位置するインド太平洋地域の海洋秩序を強化することにより、地域に安定と繁栄をもたらすべく、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を進めている。

#### ア 海洋の秩序

##### (ア) 基本的な考え方

海洋をめぐることは、海洋権益の確保や安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、アジアの海では、国家間の摩擦によって緊張が高まる事例が増えており、国際社会も重大な関心を持って注視している。安倍総理大臣は、2014年の第13回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（シンガポール）において、「海における法の支配の三原則」（196ページ6（2）参照）を徹底していく必要があるとの認識を表明した。

日本は、G7や東アジア首脳会議（EAS）及びASEAN地域フォーラム（ARF）を含むASEAN関連の枠組み<sup>4</sup>などにおいて、法の支配に基づく「自由で開かれ安定した海洋」の重要性、海洋安全保障に関する日本の考え方、国際的な協力の重要性などについて積極的に発信している。10月に行われたEASにおいて、岸田総理大臣は、開放性、透明性、包摂性、法の支配といった価値を掲げる「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」を高く評価していると述べ、FOIPと本質的原則を共有するAOIPへの全面的な支持を改めて強調するとともに、各国にも支持を呼びかけた。また、同月に行われた日・ASEAN首脳会議で岸田総理大臣は、日本とASEANが2020年に採択したAOIP協力に関する日・ASEAN首脳共同声明に基づき、海洋協力を含むAOIPの四つの重点分野<sup>5</sup>においてAOIPの諸原則に資する具体的協力を着実に進めていることを紹介した。

ASEAN関連の枠組みのうち、海洋分野に特化したものとして、ASEAN海洋フォーラム拡大合（EAMF）及びARF海上安全保障会期間合がある。11月にブルネイの主催により開催された第9回EAMFでは、日本側から、法の支配に基づく海洋秩序の重要性や海洋における持続可能な経済活動に向けた日本の取組などについて述べたほか、日本の有識者から、地

<sup>4</sup> ASEAN10か国に加え、様々な国・地域・機関が参加する地域協力枠組み。東アジア首脳会議（EAS）やASEAN地域フォーラム（ARF）のほかに、ASEAN+3（日中韓）、アジア欧州会合（ASEM）などが挙げられる。

<sup>5</sup> 海洋協力、連結性、持続可能な開発目標、経済の4分野

域の喫緊の課題である海洋プラスチックごみ問題についての国際的な動向と日本の貢献についてプレゼンテーションを行った。

日本は、二国間においても海洋分野の協議・対話を進めている。9月には第6回日・インド海洋に関する対話を、10月には第4回日・フィリピン海洋協議を開催し、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を確認し、今後も海洋協力を強化することで一致した。また、8月に行われた日・トルコ外相会談では、法の支配に基づく海洋秩序を含め、様々な海洋に関する課題について議論を深めるべく、「日・トルコ海洋協議」を立ち上げることで一致した。

#### (イ) 国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋に係る活動の円滑な実施の礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会合を含む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に向けた知的発信に積極的に貢献している（196ページ 6（2）参照）。

#### (ウ) 日本の海洋主権に対する挑戦（東シナ海をめぐる情勢）（39ページ 第2章2節2（1）イ（工）参照）

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域において、中国海警船舶による領海侵入事案が2021年も続いている。中でも、中国海警船舶による日本漁船へ近づこうとする事案が繰り返し発生し、長時間にわたる領海侵入も確認されている。接続水域内における航行日数も過去最長を更新した。このように情勢は厳しさを増している。また、中国軍艦艇・航空機による活動も拡大・活発化している。さらに、排他的経済水域（EEZ）

及び大陸棚の境界画定がまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。加えて、近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において中国による日本の同意を得ない調査活動も確認されている。

このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続していることを踏まえ、日本としては周辺海空域における動向を高い関心を持って注視するとともに、主張すべきは主張しつつ、引き続き、冷静かつ毅然と対応していく。また同時に、東シナ海の平和と安定のため、米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

#### (エ) 地域の海洋秩序に対する挑戦（南シナ海をめぐる問題）（73ページ 第2章2節7（2）参照）

南シナ海では、中国は、係争地形の一層の軍事化など、法の支配や開放性とは逆行する一方的な現状変更の試みやその既成事実化、地域の緊張を高める行動を継続・強化しており、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。日本は、力や威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対するとともに、南シナ海における法の支配の貫徹を支持し、航行及び上空飛行の自由並びにシーレーンの安全確保を重視してきている。また、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、UNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を一貫して強調してきている。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、国際社会の正当な関心事項であるとともに、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海を利用するステークホルダーである日本にとっても、重要な関心事項である。法の支配に基づく「自由で開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、国際社会の連携が重要である。この観点から、日本は、米国の「航行の自由」<sup>6</sup> 作戦を支持する立場をとっている。

<sup>6</sup> 米国政府は、「航行の自由」作戦は航行及び上空飛行の自由その他の適法な海洋利用の権利を侵害し得る過剰な主張に対抗する活動であると説明している。「航行の自由」作戦の一例として、2021年9月8日、米海軍のミサイル駆逐艦「ベンフォールド」が南沙（スプラトリー）諸島の周辺を航行した。

沖縄県石垣市魚釣島



写真提供：内閣官房領土・主権対策企画調整室

中国による南シナ海における大規模かつ急速な拠点構築

	埋立て以前	2015年(埋立て後)	2020年
ファイアリー クロス礁	2014年8月14日 	2015年9月3日 	2020年3月27日 
スピ礁	2014年1月8日 	2015年9月3日 	2020年3月27日 
ミスチーフ礁	2015年1月26日 	2015年9月8日 	2020年4月23日 

出典：CSIS Asia Maritime Transparency Initiative/Digital Globe

**1 海上交通の安全確保**

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行及び上空飛行の自由や海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

**(ア) アジアにおける海賊対策**

国際商業会議所 (ICC) 国際海事局 (IMB) によれば、東南アジア海域における海賊などの事案の発生件数は、2020年は62件、2021年は56件となっている。

日本は、アジアの海賊などの事案対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約国は、シンガポールに設置された情報共有センター (ReCAAP-ISC) を通じて、マラッカ・シンガポール海峡などにおける海賊などの事案に関する情報共有及び協力を進めており、日本は事務局長や事務局長補の派遣及び財政的貢献により ReCAAP-ISC の活動を支援してきている。加えて、日本は、アジアにおける海上法執行能力向上支援、監視能力向上支援といった取組を進めており、国際的にも高く評価されている。

**(イ) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策**

IMBによれば、ソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案の発生件数は、ピーク時の2011年(237件)以降、減少傾向にあり、2019年及び2020年は0件、2021年には1件と低い水準で推移している。各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組が行われているが、海賊を生み出す根本的原因はいまだ解決しておらず、また、この海域の海賊は依然として海賊行為を行う意図と能力を維持しており、予断を許さない状況である。

日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦 (海上保安官が同乗) や P-3C 哨戒機しょうけいを派遣し、海賊対処行動を実施し

ている。また、日本は、この海域の海賊を生み出す根本的原因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

日本は、国際海事機関 (IMO) の設置した基金にこれまで1,553万米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニアへの情報共有センターの設置や、ジブチ地域訓練センター (DRTC)<sup>7</sup> の建設を支援したほか、海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金に450万米ドルを拠出し、ソマリアやその周辺国を支援している。また、ジブチ沿岸警備隊に対しては、2015年に巡視艇2隻を供与するとともに、2021年には巡視艇2隻の建造と浮棧橋の整備に関する支援を決定したほか、派遣海賊対処行動水上部隊との共同訓練や国際協力機構 (JICA) の技術協力を通じて海上保安能力向上のための支援を継続的に実施している。さらに、ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、基礎サービス改善支援、警察支援などによる治安向上への支援、職業訓練及び雇用創出などによる国内経済活性化の支援のため、総額5億米ドルを拠出している。

**(ウ) ギニア湾における海賊対策**

IMBによれば、ギニア湾における海賊・武装強盗事案の発生件数は、2019年は64件、2020年は84件と近年高い水準で推移していたが、2021年は35件と減少した。従来は多くの事案が沿岸国の領海内で発生していたものの、近年は、遠洋での事案が増加している。このため、沿岸国の海上法執行能力の強化や、各国の連携による対応能力向上が課題となっている。日本は、国連開発計画 (UNDP) や JICA による研修を通じた沿岸国の能力構築支援を行っているほか、ギニア湾における海上犯罪対策の協力調整メカニズムである「G7++ギニア湾フレンズ・グループ」<sup>8</sup> の会合への参加を通じ、国際社会における議論に関与してきている。

<sup>7</sup> DRTC : Djibouti Regional Training Centre

<sup>8</sup> G7++ギニア湾フレンズ・グループ : G7に加え、非G7諸国及び国際機関などが参加

## 海洋安全保障に関する協力

### (ア) 能力構築支援

日本は、外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁などが連携し、海洋安全保障に関する各国の能力構築のために切れ目のない支援を行っている。

外務省は、二国間のODAを活用した巡視船などの機材の供与、人材育成を通じ、開発途上国の法執行機関などの能力構築支援を行っている。また、近年一層増加傾向にある多様な海上犯罪に対処するため、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）のグローバル海上犯罪プログラム（GMCP：Global Maritime Crime Programme）が実施する海上法執行能力強化プロジェクトを支援してきており、対象国の海上犯罪対策に携わる実務家を対象に訓練やワークショップを実施している。

防衛省・自衛隊では、これまでにミャンマー<sup>9</sup>、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、スリランカ及びブルネイに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援を実施し、これにより、日本と戦略的利益を共有するパートナーとの協力関係を強化している。

海上保安庁では、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する能力構築支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官や能力構築支援専従部門である海上保安庁モバイルコーポレーションチームを各国の海上保安機関に派遣しているほか、各国の海上保安機関の職員を日本に招へいし、研修を実施している。また、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う「海上保安政策プログラム」を開講し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れ、高度な実務的・応用的知識、国際法・国際関係についての知識・事例研究、分析・提案能力、国際コミュニケーション能力を有する人材を育成している。

こうした能力構築支援を実施するに当たっては、米国、オーストラリア、インド、英国、フランスを始めとする同志国とも緊密に連携を

行っている。

### (イ) 海洋状況把握

海洋に関連する多様な情報を集約・共有し、海洋の状況を効果的かつ効率的に把握することは、「自由で開かれ安定した海洋」の実現のために不可欠である。日本は、こうした海洋状況把握（MDA）の取組において、国際的な連携を重視してきている。

近年、インド太平洋地域では、航行の安全に関わる事象や船舶情報などの海洋に関連する情報を集約・分析・共有するための情報共有センターの設置が進んでいる。日本は、シンガポールに所在するReCAAP-ISCに事務局長及び事務局長補を派遣しているほか、シンガポール海軍が設置した情報融合センター（IFC）やインド海軍が設置したインド洋地域情報融合センター（IFC-IOR）に連絡官を派遣している。なお、日印間では、2018年10月の日印首脳会談の際に署名された海軍種間実施取決めに基き、当局間で情報交換が行われている。

また、日本は、ARF海上安全保障会期間会合の公式行事として、「MDAの国際連携に関するARFワークショップ」を開催している。

## (5) 宇宙

近年、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊実験や人工衛星同士の衝突などによりスペースデブリが増加するなど、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に対するリスクが増大している。

日本は、こうした状況に対応するため、宇宙状況把握や宇宙システムの機能保証の強化などに取り組むとともに、国際的なルール作りや国際宇宙協力、とりわけ同盟国たる米国との協力を含めた施策を実施している。

## ア 宇宙空間における法の支配の実現

宇宙空間をめぐる環境の変化を踏まえ、国際

<sup>9</sup> 現在は支援停止中（2021年12月時点）

社会では、宇宙活動に関する国際的なルール作りが様々な形で活発に議論されており、日本も宇宙空間における法の支配の実現に向け積極的に関与している。

国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）は、国連総会の下に設置された常設委員会であり、民生宇宙活動に関する国際的なルール作りの場として重要性が高まっている。2021年のCOPUOS法律小委員会では、青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が日本人として初めて議長を務め、持続可能な宇宙開発利用の進展に貢献した（170ページ コラム参照）。

近年、国内外において商業的な宇宙資源の開発及び利用に対する期待が高まっており、米国などに続き日本においても、6月、宇宙資源に関する国内法（「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」）が成立し、12月に施行した。COPUOSにおいても宇宙資源に係る国際的なルールの在り方に関する議論が活発化しており、日本としても各国政府と共同して国際的に整合のとれた宇宙資源に係る制度の構築に努めている。

宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）については、前年に続き2021年も国連総会第一委員会において「宇宙空間における責任ある行動」に関する決議案を英国や日本などが共同で提案し、163か国の支持を得て採択された。その後、同決議案は国連総会本会議において150か国の支持を得て採択された。同決議により、責任ある行動について更に議論を深めるため、2022年から2023年にかけてオープン・エンド作業部会が設置されることになった。日本としても、宇宙空間における軍備競争の防止のため、同作業部会における議論に積極的に関与し、責任ある行動についての国際的議論を促進していく。

11月、ロシアが自国の衛星をミサイルで破壊する衛星破壊実験を実施した。多数のスペースデブリを発生させる衛星破壊行為は、持続的かつ安定的な宇宙空間の利用を損なう無責任な行動であり、日本政府は、実験に対する懸念を表明するとともに、ロシア政府に対して今後こ

のような実験を行わないよう申し入れた。

このほか日本は、宇宙空間における法の支配に貢献すべく、開発途上国に対する国内宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行っている。5月、日本は国連宇宙部（UNOOSA）の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を発表し、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対する国内宇宙関連法令の整備及び運用の支援を通じて、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築に貢献している。

### 1 各国との宇宙対話・協議

日本は、主要な宇宙活動国やアジア太平洋地域諸国を中心に、宇宙分野における対話・協議などを推進している。

米国との間では、3月の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）において、安全保障分野における宇宙の重要性を確認し、4月の日米首脳会談では宇宙領域での防衛協力及び民生分野における協力を深化させていくことを宣言した。

また、インドとの間では、11月に第2回日印宇宙対話を開催し、日印双方の宇宙政策に関する情報交換のほか、安全保障、関係機関間協力、宇宙産業、測位衛星、宇宙状況把握及び宇宙空間に関する国際ルールや規範などに関し意見交換を行った。

さらに、新たな取組として、9月の第2回日米豪印首脳会談において、宇宙分野に関するワーキンググループを設置し、宇宙分野での協力を進めていくことで一致した。具体的には、気候変動などの問題に対応するための衛星データの共有や、他のインド太平洋地域の国々に対する能力構築支援、国際的ルール作りについて、4か国で協議を行っていく。

多国間会合としては、11月及び12月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）がベトナム科学技術院との共催により、「第27回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）」を開催し、宇宙産業の拡大や、今後の持続可能な宇宙活動の推進、社会課題への貢献について議論した。

コラム

## 国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）法律小委員会議長を務めて

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 青木節子

私は、現在、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）<sup>(注1)</sup> 法律小委員会（法小委）の議長（任期2年）を務めております。COPUOSは、1959年に常設委員会となった国連総会の補助機関で、宇宙空間の平和的な探査・利用を国際協力の下で進めることを目的として、宇宙科学技術研究への援助、情報交換、法律問題の検討を行い、活動結果を国連総会に報告します。COPUOS本委員会の下に科学技術小委員会（科技小委）、法小委という2つの小委員会が置かれ、国連宇宙部の所在するウィーンで、毎年、各小委員会が2週間、本委員会が10日間、開催されています。日本からはこれまで堀川康氏（2012年から2014年）が本委員会議長、宇宙飛行士の向井千秋氏がCOPUOS科技小委議長（2018年）を務めました。



COPUOS 法律小委員会の議長席に座る筆者

宇宙条約（1967年）を始めとする国連宇宙諸条約は、法小委で条約案の検討が行われたのち、COPUOSから国連総会に送付され、総会での採択を経て各国の署名、批准、条約発効と進み、宇宙探査・利用についての国際法の中核となっています。

2020年の法小委は新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延<sup>まん</sup>のため開催が中止され、予定されていた議題は、翌年に持ち越されることとなりました。2021年に入っても状況が劇的に改善されるには到らなかつたため、例年3月下旬から4月上旬にかけて開催される法小委は、5月31日から6月11日の2週間、オンラインと対面のハイブリッド方式で開催されました。会議は国連の公用語である英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、アラビア語の6言語で行われるため、通訳付きの特別なオンラインシステムが用意されました。同会期も、宇宙交通管理、宇宙デブリ（宇宙ゴミ）問題、小型衛星活動、国内宇宙法、法的拘束力を持たない宇宙活動規範の国内履行などが議論されましたが、中でも注目を集めたのは、2017年に議論が開始された宇宙資源の探査・開発・利用に関する法規<sup>いた</sup>を一層具体的に議論する作業部会が新たに設置されたことです。宇宙条約では、宇宙の領有自体は禁止されていますが、資源の開発・採取や商業利用などについての規定はありません。国際法規則が不明瞭な中、各国の意見交換にとどまらず、作業部会で法的枠組構築への可能性を示すことができたのは、COPUOSのこれまでの規範形成の実績に基づく強固な国際協力の賜物<sup>たまもの</sup>といえると思います。

ハイブリッド方式での開催は、時折生じる回線の不安定さもあり、議論は通常より困難な側面もありました。しかし、それがかえって各国の協力精神を生み出し、例年より円滑に、最終日の午前中には議事録の採択を行うことができました。困難な状況下で人類共通の利益である宇宙の平和利用を促進しようとする代表団の意思がそれを成し遂げました。その場に日本人議長として立ち会うことができました幸運に深く感謝致します。

<sup>(注1)</sup> COPUOS : Committee on the Peaceful Uses of Outer Space

## ウ 宇宙科学・探査

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。

日本は、2019年、米国提案による国際宇宙探査（アルテミス計画）への参画を決定した。その後、2020年に文部科学大臣と米国航空宇宙局（NASA）長官が「月探査協力に関する文部科学省と米国航空宇宙局の共同宣言」に署名し、日米両国間の具体的な協力内容について発表した。また同年、日米を含む8か国が、アルテミス計画を念頭に、宇宙活動を促進する安全で透明性の高い環境を作り出すための諸原則に対する政治的コミットメントを示す「アルテミス合意」に署名したほか、アルテミス計画の一環である月周回有人拠点「ゲートウェイ」の構築に向けた協力のための了解覚書（MOU）を日米両国が締結した。その後、アルテミス合意は署名国を増やし、2021年10月にはポーランドを加え13か国となった。

国際宇宙ステーション（ISS）は、15か国が参加する壮大なプロジェクトであり、宇宙における国際協力の象徴とも言える。日本は、宇宙分野における能力構築支援などを目的として、ISS日本実験棟「きぼう」を活用した実験機会及び超小型衛星の放出機会を数多くの新興国・開発途上国に対して提供している。6月には、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を開発途上国に提供するJAXAとUNOOSAの協力枠組み「KiboCUBE」プログラムを通じて、モーリシャス初の衛星が放出された。また、2020年に続き、次世代を担うアジア太平洋地域の学生に対する教育プログラムとして、7月から10月に「第2回きぼうロボットプログラミング競技会（2nd Kibo-RPC）」を開催した。

## エ 宇宙技術を活用した国際協力

宇宙空間は、地球全体の大気、陸域、海域を均一に観測することを可能とする特異な空間である。近年、気候変動、森林保全、水資源管理、防災、食料安全保障などの地球規模課題の解決において、宇宙技術に対する期待が高まる

中、日本は、国際的に優位性を持つ宇宙技術を活用した国際協力を推進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成などに向けて貢献している。

例えば、世界初の温室効果ガス観測専用の観測衛星「いぶき」は、10年以上、地球全体の温室効果ガスの濃度を把握しており、2019年に改定された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」のガイドラインにおいては、各国の排出量の精度向上に衛星データを活用することが初めて記載され、「いぶき」の活用例も記載された。また、温室効果ガスの重要な吸収源である森林の保全のために開発された「JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）」は、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」のデータを使い、世界77か国の森林変化の情報を無償で提供しており、違法伐採の取締りなどに活用されている。

また、日本は、世界の降水状況を観測する衛星を複数活用した「衛星全球降水マップ（GSMaP）」を無償で提供しており、世界141の国や地域において、降水状況の把握や防災管理、農業などの多岐にわたる分野で利用されている。さらに、日本は、アジア太平洋地域の災害管理のため、災害発生時に衛星観測情報を無償提供する「センチネルアジア」の立上げを主導し、同プロジェクトは、これまでに35か国、350回以上の緊急観測要請に対応している。

さらに、新型コロナの世界規模での感染拡大を受けて、JAXA、NASA、欧州宇宙機関（ESA）の3機関の協力の下、流行前後の地球環境や経済活動などの状況把握（大都市の二酸化炭素濃度の変化、空港の駐機場や駐車場の変化など）を実施し、解析結果を特設サイトで公開している。

## (6) 平和維持・平和構築

### ア 現場における取組

#### (ア) 国連平和維持活動（国連PKO）など

2021年12月末時点で、12の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の保護など幅広い任務を行っている。ミッション

に従事する軍事・警察・文民要員の総数は8万人を超える。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で、国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。12月には、韓国において、国連PKOが直面する課題に対処するため、技術や医療をテーマとして国連PKO閣僚級会合がオンラインで開催された。

また、国連は、PKOミッションに加え、文民主体の特別政治ミッション（SPM）を設立し、紛争の予防や調停、紛争後の平和構築といった多様な役割を付与している。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（PKO法）に基づき、1992年以来、計28の国連PKOミッションなどに延べ約1万2,500人の要員を派遣してきた。最近では、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員を、2012年からは施設部隊を派遣してきた。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及びその周辺において、道路などのインフラ整備、避難民への給水活動や敷地造成などの支援を実施し、2017年5月をもって活動を終了した。UNMISS司令部においては2021年12月末時点で4人の自衛官が活動し、南スーダンの平和と安定に向けた協力を行っている。また、日本は、2019年4月から、エジプトのシナイ半島に駐留する多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員として2人の自衛官を派遣しており、中東の平和と安定に資する活動を行っている。日本は、今後とも、「積極的平和主義」の旗の下、これまでのPKO活動などの実績の上に立ち、日本の強みをいかした能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣などを通じて、国際平和協力分野において積極的に貢献していく。

#### （イ）平和構築に向けたODAなどによる協力

長期化する紛争及び多様化する人道危機への対応においては、人道支援と開発協力に加え、

平時から包摂的な社会を実現するための平和構築及び紛争再発防止支援が重要である。中長期的な観点に立って強靱な国造りや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることで、危機の根本原因に対処する必要性が一層高まっている。日本は、こうした「人道と開発と平和の連携」の考え方から平和構築支援を進めており、開発協力大綱においても平和構築を重点課題の一つとして位置付けている。最近の主な案件は次のとおり。

#### a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支援を実施しており、食糧援助や難民支援などを実施しているほか、国造りを担う人材の育成を支援している。シリアからは、シリア危機によって就学機会を奪われた若者に教育の機会を提供するため、2021年には16人を留学生として受け入れた。また、パレスチナでは、難民人口が増大する一方、難民キャンプのインフラ劣化や失業・貧困などの生活環境の悪化が深刻化している。そのような中、日本はパレスチナの難民キャンプにおいて、「キャンプ改善計画（CIP）」の実施や教育施設への支援を通じて、難民の生活環境の改善を図り、人間の安全保障に基づく民生の安定と向上に貢献した。

#### b アフリカ

日本は、2019年の第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）<sup>10</sup>」を表明した。日本は、紛争解決におけるアフリカのオーナーシップの尊重と、アフリカの平和と安定を阻害する根本原因への対処というNAPSAの考えの下、制度構築やガバナンス強化、地域社会の強靱化、若者の過激化防止に向けた支援などを通して、アフリカ主導の取組を後押しし、アフリカの平和と安定に貢献している。

例えば、日本は、フランス語圏アフリカ諸国に対し、2014年から刑事司法研修を行い、捜

10 NAPSA : New Approach for Peace and Stability in Africa

査機関及び司法機関の能力強化を通じたサヘル地域の安定化を支援してきた。また、ギニアビサウでは、民主主義の定着に向け、国連開発計画（UNDP）と連携して国民議会の能力強化及び同国南部地域における司法へのアクセス強化支援を行った。そのほか、頻発するテロや越境犯罪などに対する治安維持能力の向上のための治安対策機材供与や、地雷除去支援も進めている。

南スーダンでは、UNMISSへの司令部要員派遣に加え、2018年に署名された「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意（R-ARCSS）」<sup>11</sup>を受け、東アフリカの地域機関である政府間開発機構（IGAD）<sup>12</sup>による和平合意の履行や停戦監視の実施を支援している。さらに、日本は、2008年から2021年までにUNDP経由で、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターのうち計14か国のセンターに総額約6,300万米ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

### イ 国連における取組（平和構築）

地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的として「国連平和構築委員会（PBC）」が設立された。PBCは議題国<sup>13</sup>における優先課題の特定や平和構築戦略の策定に関する議論を行っており、日本は設立時から組織委員会のメンバーを務め、制度・能力の構築に取り組む重要性や紛争の根本原因に対処する必要性、PBCと国連主要機関及び世界銀行・国際通貨基金（IMF）などの機関との関係強化について発信しつつ、PBCの活動に貢献してきた。

2016年4月のPBCを含む国連平和構築アー

キテクチャー・レビュー（制度の再確認）を踏まえ、2018年2月、国連事務総長は平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書（A/72/707-S/2018/43）を発出し、平和構築のための資金調達強化、PBCの活動及び政策の一貫性の向上、国連のリーダーシップ・説明責任及び能力の強化などを目的とした提案を行った。2020年には3度目となる平和構築アーキテクチャー・レビューが行われ、同年12月に総会決議（A/RES/75/201）及び安保理決議第2558号が採択され、過去の関連決議の履行に関する進展を歓迎しつつ、引き続きそれらの決議の履行を進めること、PBCの役割の重要性、持続的な資金調達のための会合開催などを確認した。

日本は、2006年に設立された国連平和構築基金（PBF）に創設以来積極的に貢献しており、2016年9月、当面1,000万米ドル規模の拠出を目指すことを表明するなど、現在までに総額5,770万米ドル（2021年には220万米ドル）の拠出を実施し、第7位の主要ドナー国となっている（2021年12月時点）。菅総理大臣は2021年の国連総会一般討論演説において、平和構築の取組を重視することを表明した。

### ロ 人材育成

#### （ア）平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課題となっている。日本は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家を育成すべく、人材育成事業を実施してきており、2021年度末までに育成した人材は800人を超える。事業修了生は、アジアやアフリカ地域などの平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国や国連

11 「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意」

R-ARCSS : Revitalized Agreement on the Resolution of the Conflict in South Sudan

IGADが、2015年に発出された「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意」の履行が停滞気味であったため、南スーダン関係者を集めて停戦の遵守などの履行スケジュールなどに合意したもの

12 IGAD : Inter Governmental Authority on Development

13 ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア、ブルンジの4か国

などから高い評価を得ている。また、これまでに若手人材向けの研修コース（以下初級コース）を修了した約180人のうち50人以上が国際機関の正規職員を務めるなどしており、この事業は平和構築・開発分野の国際機関における日本人のキャリア形成とプレゼンス強化にも大きく貢献している。2021年度には、初級コース及び平和構築・開発分野での経験を持つ中堅層の実務家を対象とする研修コースを実施した（175ページ コラム参照）。

#### （イ）各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきている。2015年から、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員に必要な訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の能力向上という喫緊の課題に対処するための革新的な協力の枠組みである国連三角パートナーシップ・プログラム（Triangular Partnership Programme：TPP）への協力を行っている。具体的には、自衛官など延べ172人を教官としてケニアやウガンダなどに派遣し、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの8か国277人の要員に対し、重機操作の訓練を実施してきた。本プログラムの対象地域は、2018年からアジア及び同周辺地域にも拡大され、ベトナムに自衛官など68人を派遣し、アジア及び同周辺地域の9か国56人の要員に対して重機操作の訓練を行った。さらに、2019年10月から、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野においても救命訓練を開始するとともに、2021年からは国連PKOミッションにおいて遠隔医療を導入するための支援を開始した。同年12月には、アジア諸国の工兵要員を対象として、工兵分野の工程管理課程の訓練を、初めてリモート形式で実施した。なお、本プログラムとは別に、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

#### （7）治安上の脅威に対する取組

##### ア テロ及び暴力的過激主義対策

2019年末以降、新型コロナの感染拡大の影響が、国内の政治、経済、社会のみならず、国際政治経済秩序、さらには人々の行動、意識、価値観にまで波及し、テロを取り巻く環境にも大きく影響を与えた。テロリストは、ガバナンスの脆弱化、貧困、人種・民族問題の顕在化による社会的分断など、新型コロナの流行を受けた社会の新たな状況にも適応しつつ、アジアを含む各地域でテロ活動を継続している。さらには、世界的に人々の情報通信技術への依存が高まったことで、インターネット・SNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、さらには、テロ資金獲得といったサイバー空間におけるテロにつながり得る違法行為が増加し、これらに対する包括的な対応が緊急の課題となっている。

日本は、2016年のG7伊勢志摩サミットで取りまとめた、「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に則り、これまで、テロ対策能力構築の取組として、国際刑事警察機構（インターポール）のデータベース活用促進やテロ資金対策を実施しているほか、テロの根本原因である暴力的過激主義を防止するため、対話などを通じた穏健な社会の促進や教育を通じた取組の実施、また、刑務所における更生支援のための取組を含む法執行機関の能力構築支援を実施してきた。

長期化する新型コロナの流行下において一層重要性を増したテロ及び暴力的過激主義対策を着実に推進するために、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国連テロ対策オフィス（UNOCT）、国際暴力的過激主義対策センター（ヘダヤセンター）、コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金（GCERF）などの国際機関や基金に約21億円を拠出し（2020年度補正予算）、各機関の強みをいかした形でのプロジェクト実施を支援している。

また、過去16年間にわたり継続して行っている取組として、イスラム学校の教師を招へいし、宗教間対話、日本の文化や教育の現場の視察な

## 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業に参加して

国際移住機関(IOM)ナイジェリア事務所 プログラム・サポート・オフィサー(平和構築) 山崎智美

外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の「プライマリー・コース」研修員の山崎です。同コースの海外派遣スキームを通じて、世界的な人の移動（移住）の問題を専門に扱う国連機関である国際移住機関（IOM）<sup>(注1)</sup>のナイジェリア事務所において国連ボランティアとして勤務しています。

IOMはナイジェリア国内で活動する最大規模の国連機関で、国内避難民支援や人身売買対策支援、国境管理支援など多岐にわたる支援を展開しており、私自身は主に平和構築支援を目的とする事業の形成やモニタリング評価を補佐する役割を担っています。

例えば、ナイジェリア北東部では、11年以上続く武装組織の活動に起因する治安悪化により、約218万人の国内避難民が発生しています（2021年7月時点）。このような強制移住の原因に対処するため、IOMが北東部で実施している「撤退・離脱・復帰・和解（DDRR）<sup>(注2)</sup>」プログラムでは、ナイジェリア政府との協力の下、武装組織の構成員の離脱を促し、彼らを市民社会に戻すための活動が行われています。その一環として、私は、元構成員に対して心理的・社会的ケアや職業訓練を施し、市民社会への復帰を支援する国営のリハビリテーション・センターにおいて、職員の研修や施設の整備などを行う新規事業の形成を行いました。さらに、現在実施中の事業のモニタリング評価の補佐として、武装組織の元構成員を受け入れる地域住民との相互理解の促進を目的に複数回実施しているタウンホール・ミーティングのアンケート・フォームを開発し、ミーティングの効果を測り、プログラムの改善に向けたアイデアを得るための仕組みをつくりました。

また、ナイジェリアで展開される国際社会からの支援が北東部に集中する一方、まだそのような支援がほとんど入ってきていない北西部では、身代金の要求を目的とした誘拐や、金銭目的の殺害などの組織犯罪が相次ぎ、治安の悪化やそれに伴う強制移住が深刻化しています。このような状況を踏まえ、北西部でも支援プログラムを展開するためのニーズ調査に参加した私は、同僚と共に現地の課題を分析の上、IOMとしてどのようなプログラムの実施が可能であるかについての報告・提案書をまとめ、組織内部で共有しました。

平和構築支援は、事業形成時から多様な利害関係者の参画が不可欠であり、それゆえに時間のかかるプロセスではありますが、様々な人の意見を聞きながら新たなプログラムや事業を形成し、モニタリング評価を通じて事業の成果を確認することで、ナイジェリアの平和と安定に貢献するIOMでの業務には、大変やりがいを感じています。



武装組織の元構成員のためのリハビリテーション・センター前で（写真提供：IOM）

(注1) IOM : International Organization for Migration

(注2) DDRR : Disengagement, Disassociation, Reintegration and Reconciliation

どを行う交流事業があるが、2020年度以降、新型コロナにより実施を見送ってきた。異なる価値を受け入れる寛容な社会・穏健主義拡大への貢献のために、再開に向け取り組んでいく。

このほか、二国間・三国間テロ対策協議などを通じて、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化などを確認してきている。

日本政府はこれまで、関係国や関係機関と協力してテロ対策を推進するとともに、テロ対策の要諦は情報収集であるとの認識に基づき、2015年12月、国際テロ情報収集ユニット(CTU-J)を設置し、政府一体となった情報収集を官邸の司令塔の下に行っている。シリアで拘束されていた邦人が2018年10月に無事解放されたことは、CTU-Jを中心に関係国にも協力を依頼し、また、情報網を駆使して対応に努めた結果であった。2019年4月のスリランカにおける連続爆破テロに際しては、発生後、直ちにCTU-Jの審議官らを現地に派遣し、情報収集に当たった。海外における邦人の安全確保という重要な責務を全うするため、引き続きCTU-Jを通じた情報収集を更に強化し、テロ対策及び海外における邦人の安全確保に万全を期していく。

### 1 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議(通称「コングレス」)及び犯罪防止刑事司法委員会(いずれも事務局はUNODC)は犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成を担っている。日本は1970年の第4回コングレス以来2回目となる日本開催を誘致、新型コロナの影響で約1年延期されたが、2021年3月、第14回コングレス(京都コングレス)が京都で開催された。オンライン参加と来場参加を組み合わせで行われた同会議は、過去最多となる152の国と地域、約5,600人が参加登録し、厳格な水際措置の下、13か国から閣僚級を含む政府代表団が来日した。京都コングレスでは、上川法務大臣が議長に選任され、開会式及び閉会式においてステートメントを行ったほか、開会式には、菅総理大臣などの政府要人が出席し、



京都コングレス開会式(3月7日、京都 写真提供:UNDGC)

国連からも、グテーレス国連事務総長がオンラインでライブ参加して挨拶を述べた。日本は、議長国として、採択される政治宣言案に関する協議を主導し、UNODCを始めとする国際機関、関係各国などと連携して政治宣言をまとめ上げ、同会議では、全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下、国際社会が犯罪防止・刑事司法の分野で中長期的に取り組むべき内容をまとめた政治宣言(京都宣言)が採択された。今後は、国連及び加盟国が京都宣言の内容を着実に実施していくことが重要であり、日本は、京都宣言の実施にリーダーシップを発揮するべく、アジア太平洋刑事司法フォーラムの創設、法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの定期開催、再犯防止国連準則の策定に取り組むとともに、国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議の場を活用して、日本の取組を積極的に発信している。

また、UNODCへの資金拠出や日・ASEAN統合基金(JAIF)からの資金拠出を通じて、東南アジア諸国の検察その他刑事司法機能の強化、刑務所運営の強化及びサイバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。

日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約(UNTOC)の締約国として、同条約に基づく捜査共助や条約の履行状況を審査する取組による国際協力を推進している。

## ウ 腐敗対策

日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約（UNCAC）の締約国として、同条約の効果的履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化に向けた議論に積極的に参加しているほか、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を通じて汚職防止国際研修を実施し、開発途上国の刑事司法関係職員の能力構築に貢献している。6月には、同条約の取組強化を目的とした「国連腐敗特別総会」が開催され、日本からは宇都隆史外務副大臣が挨拶した。同会議で採択された政治宣言では、更なる腐敗の防止・撲滅に向けた国際社会の絆を強化する観点から重要な意義があるとした上で、引き続きUNCACや経済協力開発機構（OECD）外国公務員贈賄防止条約などの既存の国際条約の着実な履行の推進や、腐敗対策の国際協力への貢献が表明された。

OECD贈賄作業部会は外国公務員贈賄防止条約の各締約国による履行状況の検証を通じて、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。

## エ マネーローンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーローンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が実施すべき国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。また、近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明を発出している。

日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。なお、6月のFATF全体会合において第4次対日相互審査報告書が採択され、8月末に公表された。この報告書で指摘された改善事項について、日本は着実に対応策を実行・準備している。

加えて、日本は、テロ資金供与防止条約の締約国としてテロ資金対策を行っているほか、国

連安保理決議第1373号に基づき、また国連安保理タリバーン制裁委員会及び同ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会の指定を受け、テロリストなどの資産凍結の措置を実施している。6月及び11月には、ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会が指定した1個人を資産凍結措置の対象として追加し、12月には2個人1団体を追加した。12月末時点では、合計405個人及び121団体に対し資産凍結措置を実施している。

## オ 人身取引対策・密入国対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内体制を強化するとともに、開発途上国に対する支援にも積極的に取り組んでいる。例えば、2021年も、JICAを通じ、日本を含むアジア各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業などを引き続き実施した。国際機関との連携としては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて2021年も継続して、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び帰国後に再被害に遭うことを防ぐための社会復帰支援事業を行うとともに、UNODCや国連女性機関（UN Women）などが実施する東南アジアや南アジア諸国向けのプロジェクトに拠出し、法執行当局に対する研修を始めとする啓発活動を実施した。

また、移民の密入国を防止すべく、主にASEAN諸国及びアフリカ諸国に対する支援事業を実施した。

日本は、人身取引議定書及び密入国議定書の締約国として、人身取引や移民の密入国対策のため、諸外国との連携を一層深化させている。

## カ 不正薬物対策

日本は、UNODCと協力して、合成薬物の調査や分析、国境における薬物取締り能力強化、薬物に代わる作物の生産などの支援などを行い、世界各地に拡散する不正薬物の対策に取り組んでいる。

## 4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

### (1) 核軍縮

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務がある。

近年の国際的な安全保障環境は厳しく、1月に発効した核兵器禁止条約を取り巻く状況に見られるように、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国との間においても立場の違いが見られる。このような状況の下、核軍縮を進めていくためには、様々な立場の国々の間を橋渡ししながら、現実的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、核兵器のない世界の実現のため、後述する「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」及びそのフォローアップの取組としての「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」、核兵器廃絶決議の国連総会への提出、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) などの同志国・有志国との協力・連携の取組や個別の協議などを通じ、立場の異なる国々の橋渡しに努めてきている。また、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の発効促進や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた働きかけ、効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論・演習といった核兵器国も参加する現実的な取組なども積み重ねることを通じ、核兵器不拡散条約体制 (NPT) の維持・強化を進めていく考えである。

なお、核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」への出口とも言える重要な条約である。しかし、現実を変えるためには、核兵器国の協力が必要だが、同条約には核兵器国は1か国も参加していない。そのため、同条約の署名・批准といった対応よりも、日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器国を関与させるよう努力していかねばならず、そのためにも、まずは、

「核兵器のない世界」の実現に向けて、唯一の同盟国である米国との信頼関係を基礎としつつ、現実的な取組を進めていく考えである。

### ア 核兵器不拡散条約 (NPT)<sup>14</sup>

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視している。NPTの目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に一度開催される運用検討会議では、1970年のNPT発効以来、その時々国際情勢を反映した議論が行われてきた。しかし、2015年に開催された第9回運用検討会議は、中東非大量破壊兵器地帯創設などの問題をめぐり議論が収れんせず、合意文書を採択することなく終了した。

2020年は、NPTの発効から50年、広島と長崎に原爆が投下されてから75年の節目の年であり、NPTが発効した3月5日に合わせ、NPTがこれまで国際的な核軍縮・不拡散体制を支え、国際社会の平和及び安全の確立と維持に貢献してきたことを評価しつつ、NPT体制の維持・強化の必要性について言及する外務大臣談話を発出した。同年4月には第10回運用検討会議の開催が予定されていたが、新型コロナウイルスの感染拡大のために4度にわたり延期されている。

### イ 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議及び核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合

核軍縮の進め方をめぐり様々なアプローチを有する国々間の信頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を得ることを目的に、日本は2017年「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を立ち上げた（日本も含め、立場の異なる国々の有識者17名で構成）。同会議は、2019年7月までに計5回の会合を行い、具体的な成果物をNPT運用検討会議第2回準備委員会及び第3回準備委員会に提出し、2019年10月にはこれまでの5回にわたる賢人会議の議論を総括する「議長レポート」を発

<sup>14</sup> NPT : Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons



第3回「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」で冒頭挨拶を行う岸田総理大臣（12月、東京 写真提供：内閣広報室）

出した。

その後、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」における議論の成果をフォローアップし更に発展させる目的で、核兵器国と非核兵器国の双方を含む各国の政府関係者及び民間有識者の参加を得て、「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」を立ち上げた。2021年12月にオンライン形式で開催された第3回会合においては、岸田総理大臣が総理大臣としては初めて同会合に参加し、冒頭挨拶を行った。同会合において、第10回NPT運用検討会議のあり得べき成果、特に、NPTの3本柱（軍縮・不拡散・平和的利用）のバランスの取れた成果の在り方、及び、NPT第6条に基づく核軍縮分野における前進の在り方などについて議論が行われた。

### ㉔ 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)<sup>15</sup>

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDI（12か国で構成）は、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。2019年11月には、G20愛知・名古屋外務大臣会合の際、第10回NPDI外相会合を日・オーストラリア

共同で開催し、NPT体制の維持・強化の重要性に関する外相共同声明を発出した。

また、NPDIとして、第9回NPT運用検討会議に計19本、第10回NPT運用検討会議プロセスに計16本の作業文書を提出するなど、現実的・実践的な提案を通じてNPT運用検討プロセスに積極的に貢献してきている。例えば、第10回NPT運用検討会議に向けて、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用について、最終合意文書に盛り込むべき要素を提案する作業文書（「ランディングゾーン・ペーパー」）を提出した。

### ㉕ 国連を通じた取組（核兵器廃絶決議）

日本は、1994年以降、その時々核軍縮に関する課題を織り込みながら、日本が掲げる現実的かつ具体的な核軍縮のアプローチを国際社会に提示すべく核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出してきている。2021年の決議案においては、核兵器国と非核兵器国の共通基盤の構築に資するものとして、核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた。同決議案は、10月の国連総会第一委員会で152か国、12月の国連総会本会議では158か国の幅広い支持を得て採択された。賛成国には、核兵器国である米国、英国及びフランス並びに多くの非核兵器国を含む様々な立場の国々が含まれている。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案の他にも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、20年以上にわたって国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきている。

### ㉖ 包括的核実験禁止条約 (CTBT)<sup>16</sup>

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未批

<sup>15</sup> NPDI : Non-Proliferation and Disarmament Initiative

<sup>16</sup> CTBT : Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty

准国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける外交努力を継続している。2021年は、9月の国連ハイレベルウィーク期間中に、第12回CTBT発効促進会議がハイブリット形式で開催され、グテーレス国連事務総長やフロイド包括的核実験禁止条約機関準備委員会（CTBTO）事務局長に加え、各国政府代表によるビデオメッセージが放映された。茂木外務大臣は、同会議に向けて発出したビデオステートメントにおいて、署名開放から25周年を経て、CTBTの普遍化が進展し、検証体制が目覚ましい発展を遂げたことを歓迎するとともに、条約の発効に向けた日本の決意を表明し、また、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を実現することが不可欠であると述べた。また、上記の核兵器廃絶決議においても、条約の発効要件国に対して署名・批准を奨励することが盛り込まれている。

### カ 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約<sup>17</sup> (FMCT: カットオフ条約)<sup>18</sup>

FMCTの構想は、核兵器用の核分裂性物質（高濃縮ウラン、プルトニウムなど）の生産そのものを禁止することにより、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであることから、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、ジュネーブ軍縮会議（CD）では長年にわたり交渉開始の合意に至っていない。こうした状況を受け、2016年に、第71回国連総会でFMCTハイレベル専門家準備グループの設置が決定され、日本は同グループでの議論に積極的に参画している。同グループでは、第1回会合（2017年8月）及び第2回会合（2018年6月）における議論を経て、将来の条約の概要について考え得るオプションや交渉

において考慮すべき事項を提示する内容を含む報告書が採択され、同報告書は2018年の第73回国連総会に提出された。また、上記の核兵器廃絶決議においても、全ての国に対しFMCTの即時交渉に向けたあらゆる努力を直ちに行うことを奨励することが盛り込まれている。日本としては、引き続きFMCTの議論に積極的に貢献していく。

### キ 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェローシップ・プログラム<sup>19</sup>を通じた各国若手外交官の広島及び長崎への招へい（2021年は新型コロナウイルスの感染拡大のためオンライン形式で被爆の実相を伝える取組を実施）、海外での原爆展の開催支援<sup>20</sup>、被爆体験証言を実施する被爆者に対する「非核特使」の名称付与などを通じ、被爆の実相を国内外に伝達すべく積極的に取り組んでいる。また、上記の核兵器廃絶決議においても、全ての国に対し核軍縮・不拡散教育に対する取組を奨励することが盛り込まれている。

また、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継いでいくことが重要となっている。こうした観点から、2013年から2021年までに国内外の400人以上の若者に「ユース非核特使」の名称を付与してきている。

### ク 将来の軍備管理に向けた取組

核軍縮分野においては、これまで、NPTなどの多国間の枠組みを通じた取組に加えて、米露二国間での軍備管理条約が締結されてきた。2021年2月3日には、米露両国間で新戦略兵器削減条約（新START）が延長された。同条約は米露両国の核軍縮における重要な進展を示

<sup>17</sup> 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

<sup>18</sup> FMCT: Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

<sup>19</sup> 1983年以来、軍縮専門家を育成するために国連が実施。同プログラムの参加者を広島・長崎に招待しており、資料館の視察や被爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解促進に取り組んでいる。

<sup>20</sup> 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク（米国）、ジュネーブ（スイス）及びウィーン（オーストリア）で常設原爆展が開設されている。

すものであり、日本として同条約の延長を歓迎した。また、米露間では、同条約延長後に戦略的安定性に関する対話が立ち上げられ、軍備管理を含めて対話が継続して行われている。

一方、核兵器をめぐる昨今の情勢を踏まえれば、米露を超えたより広範な国家、より広範な兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構築していくことが重要である。その観点から、日本は中国とも様々なレベルでこの問題についてやり取りを行ってきている。例えば、8月に開催されたARF（ASEAN地域フォーラム）閣僚会合においては、茂木外務大臣から、中国が核兵器国として、また国際社会の重要なプレーヤーとしての責任を果たし、NPTの誠実交渉義務に基づき、米中二国間で軍備管理に関する対話を行うことを関係各国と共に後押ししたいと表明した。

また、上記の核兵器廃絶決議においても、核兵器国間の透明性のための具体的な行動の重要性を強調し、軍拡競争予防の効果的な措置に関する軍備管理対話を開始する核兵器国の特別な責任につき再確認することが盛り込まれている。

## (2) 不拡散及び核セキュリティ

### ア 不拡散に関する日本の取組

日本は、自国の安全を確保し、かつ国際社会の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及び国際社会にとって脅威となり得る兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及びそれらを運ぶミサイル並びに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐことにある。今日の国際社会においては、新興国の経済成長に伴い、それらの国における兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力が増大するとともに、流通形態の複雑化を始めこれら物資などの調達手法が巧妙化してい

る。また、新技術の登場を背景として、民間の技術が軍事転用される可能性が高まっており、脅威となり得る兵器やその関連物資・技術の拡散リスクが増大している。このような状況において、日本は、国際的な不拡散体制・ルールの維持・強化、国内における不拡散措置の適切な実施、各国との緊密な連携・能力構築支援を柱として不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための主な手段には、(1) 保障措置、(2) 輸出管理、(3) 拡散に対する安全保障構想 (PSI)<sup>21</sup> の三つがある。

保障措置とは、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されないことを担保することを目的に、国際原子力機関 (IAEA)<sup>22</sup> と国家との間で締結される保障措置協定に従って行われる検証活動である。日本はIAEAの指定理事国<sup>23</sup>としてIAEAに対する支援を始め、様々な取組を行っている。例えば、IAEAの保障措置は国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるとの考えの下、各国の保障措置に対する理解や実施能力を高め、また、より多くの国が追加議定書 (AP)<sup>24</sup> を締結するよう、各国への働きかけを進めている。日本としては、IAEA総会や理事会などにおいて、深い知見と経験を有するグロッシーIAEA事務局長を最大限支援しつつ、他の加盟国と協力してIAEAの役割強化に引き続き取り組んでいる。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵器やその関連物資・技術を入手し、拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行う上で有益な取組である。現在、国際社会には四つの輸出管理の枠組み（国際輸出管理レジーム）があり、日本は、全てのレジームに発足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、厳格な輸出管理を実施している。具体的には、核兵器に関して原子力供給国グループ (NSG)、生物・化学兵器に関してオーストラリア・グ

21 PSI : Proliferation Security Initiative

22 IAEA : International Atomic Energy Agency

23 IAEA理事会で指定される13か国。日本を含む高度な原子力技術を有する国が指定されている。

24 NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とした「包括的保障措置協定 (CSA)」などを締結することを義務付けられているが、これに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書 (AP) の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限がIAEAに与えられる。2021年12月時点で、138か国が締結している。

ループ (AG)、ミサイル<sup>25</sup>に関してミサイル技術管理レジーム (MTCR)、通常兵器に関してワッセナー・アレンジメント (WA) があり、各レジームにおいて、兵器の開発に資する汎用品・技術をそれぞれリスト化している。参加国は、それらリストの掲載品目・技術について国内法に基づき輸出管理を行うことで、大量破壊兵器などの不拡散を担保している。国際輸出管理レジームではこのほか、拡散懸念国などの動向に関する情報交換や非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。日本はこのような国際的なルール作り、ルールの運用に積極的に関与しているほか、核不拡散分野における国際貢献の観点から、NSGの事務局の役割を在ウィーン国際機関日本政府代表部が担っている。

また、日本は、こうした国際輸出管理レジームを補完するものとして、拡散に対する安全保障構想 (PSI)<sup>26</sup>の活動にも積極的に参加しており、2018年7月には、海上阻止訓練「Pacific Shield 18」<sup>27</sup>を主催するなど、各国及び関係機関の間の連携強化などに努めている。2021年10月にはシンガポール主催訓練 (ハイブリッド形式) に参加した。

さらに、日本は、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、毎年、アジア不拡散協議 (ASTOP)<sup>28</sup>やアジア輸出管理セミナー<sup>29</sup>を開催している。

そのほかにも、非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段 (ミサイル) の拡散防止を目

的として2004年に採択された国連安保理決議第1540号<sup>30</sup>に関し、アジア諸国による同決議の履行支援のため日本の拠出金が活用されるなど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献している。

## 1 地域の不拡散問題

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を依然として行っていない。

北朝鮮は、2021年3月に弾道ミサイル2発を発射したのに続いて、9月から10月にかけて、弾道ミサイルの発射を含め、北朝鮮のミサイル技術が着実に向上していることを窺わせるミサイルの発射を繰り返した。8月のIAEAの事務局長報告は、北朝鮮の核活動は引き続き深刻な懸念を生じさせるものであり、特に、寧辺<sup>ウカガ</sup>における5MW (メガワット) 原子炉及び放射化学研究所 (再処理施設) の稼働の新たな兆候は深刻な問題であると指摘し、また、北朝鮮の核計画の継続は国連安保理決議の明確な違反であり非常に遺憾であると指摘した。さらに、9月のIAEA総会では、同報告に基づいた決議をコンセンサスで採択し、北朝鮮の非核化に向けたIAEA加盟国の結束した立場を示した。こうした国際社会の取組にもかかわらず、2022年に入ってから北朝鮮は極めて高い頻度で、また、新たな態様での発射を繰り返している。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる

25 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」(HCOC) があり、2021年12月時点で、143か国が参加している。

26 大量破壊兵器などの拡散阻止のため、各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同して取り得る措置を実施・検討するための取組で、2003年に発足。2021年12月現在、107か国がPSIの活動に参加・協力している。2014年から、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国の6か国が、アジア太平洋ローテーション訓練として1年毎に訓練を主催することで合意した。日本は、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省・自衛隊などが連携し、これまで2004年、2007年及び2018年にPSI海上阻止訓練、2012年にPSI航空阻止訓練、2010年にオペレーション専門家会合 (OEG) をそれぞれ主催したほか、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

27 横須賀市、房総半島沖空域及び伊豆半島沖空域において開催された同訓練には、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国がアセットや人員を参加させたほか、インド太平洋諸国などから19か国がオブザーバーを派遣した。

28 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス及びEUの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議で、2003年に発足。直近では、2020年12月に第16回協議をオンラインで開催し、北朝鮮の核・ミサイル問題や輸出管理の強化について議論した。

29 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している。

30 2004年4月採択。全ての国に対し(1)大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、(2)テロリストなどによる大量破壊兵器開発などを禁ずる法律の制定及び(3)大量破壊兵器拡散を防止する国内管理 (防護措置、国境管理、輸出管理など) の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」(国連安保理決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務) を設置。

る射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。日本としては、引き続き、米国、韓国を始めとする関係諸国やIAEAなどの国際機関と緊密に連携していくとともに、国連安保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおいても、北朝鮮の核・ミサイルに関する議論に日本として積極的に貢献していく。

イランは2018年にトランプ前米政権が包括的共同作業計画(JCPOA)<sup>31</sup>から離脱して以降、JCPOA上のコミットメントを低減する措置を継続しており、2020年1月、JCPOA上のウラン濃縮活動におけるいかなる制約も取り払うことを発表した。2021年に入ってから1月に20%の濃縮ウランの製造、2月に追加議定書(AP)を含むJCPOA上の透明性措置の履行停止、4月には60%の濃縮ウランの製造を実施した。また、8月には20%までの濃縮金属ウランの製造が確認された。

日本としては、国際的な不拡散体制の強化に資するJCPOAを一貫して支持してきており、米国及びイラン双方によるJCPOAの復帰に向けた関係国の取組を注視している。また、イランがJCPOA上のコミットメントを継続的に低減させていることを強く懸念し、イランに対し、累次にわたり、JCPOAを損なう措置を控え、JCPOA上のコミットメントに完全に戻るよう求めている。

こうしたJCPOAの履行や一連の保障措置問題(イラン国内でIAEAに未申告の核物質が検出された問題)を協議するため、グロッシェIAEA事務局長は、2月、9月及び11月にイラ

ンを訪問した。2月と9月の訪問時にはイランとIAEAとの間で共同声明が発出され、協力の精神が両者の間で確認されたものの、11月の訪問では両者の間で最終的な合意がまとまらず、共同声明は発出されなかった。これに対し、欧米諸国からは懸念が示された。その後、12月にイランとIAEAの間で一定の協力が確認された。

2022年3月には、グロッシェ事務局長はイランを再訪し、イランとの間で共同声明を発出し、同年6月のIAEA理事会までに保障措置問題に関する結論を報告することを目標とすることで合意した。日本としては、これまでイランに対するIAEAの取組を支持してきており、引き続きイランに対して、IAEAと完全に協力するよう強く求めていく。日本は、NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおけるイランの核・ミサイルに関する議論にも貢献している。

シリアは、2011年のIAEA理事会で未申告の原子炉建設などがIAEA保障措置協定下の違反を構成すると認定されており、日本としてはこの未解決の問題を解決するために、シリアがIAEAに対して完全に協力することを求めている。同国が追加議定書を署名・批准し、実施することが重要である。

### 核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」については、国際的な協力が進展している。2007年に核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約、2015年に核物質の防護に関する条約の改正がそれぞれ発効し、また、2010年から2016年の間に核セキュリティ・サミットが4回開催された。2020年にIAEAが開催した

31 イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの。

〈イラン側の主な措置〉

- 濃縮ウラン活動に係る制約
  - ・稼動遠心分離機を5,060機に限定
  - ・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など
- アラク重水炉、再処理に係る制約
  - ・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
  - ・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない

「核セキュリティに関する国際会議」では、日本から政府代表として、若宮健嗣外務副大臣が閣僚会合に出席し演説を行うなど日本も取組に積極的に参加し、貢献してきている。

2019年10月には、IAEA及び米国の専門家の参加を得て、国内関係機関による大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練が実施された。

2022年3月2日及び3日、ウィーンにおいて、ロシアによるウクライナ侵略を受けた原子力安全、核セキュリティ及び保障措置上の影響に関するIAEA特別理事会が開催された。同理事会においては、各国から、チョルノービリ原子力発電所を始めとするウクライナ内の原子力関連施設におけるロシアの攻撃などの行為について、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の観点から非難や懸念などが表明された。同理事会で賛成多数で採択された決議は、ウクライナにおけるロシアの行為が原子力施設及び民間人の安全に対して深刻で直接的な脅威をもたらしていることに遺憾の意を表明し、ウクライナが原子力施設の安全な操業を確保できるようロシアに対してこのような全ての行為を即座に停止するよう求めている。日本としても、今回の原子力関連施設に対する支配を含むロシアによる侵略を強く非難しており、引き続きIAEAなどとも連携しながら関連状況を注視しつつ、適切に対応していく。

### (3) 原子力の平和的利用

#### ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの3本柱の一つであり、同条約にて、不拡散を進める締約国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」とされている。国際的なエネルギー需要の拡大などを背景に、原子力発電<sup>32</sup>を活用する又は活用を計画する国は多い。

一方、これら原子力発電に利用される核物質、機材及び技術が軍事転用される可能性もあり、また一国の事故が周辺諸国にも影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、(1)保障措置、(2)原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）及び(3)核セキュリティの「3S」<sup>33</sup>の確保が重要である。また、東京電力福島第一原発事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、2013年、IAEAは日本と協力し、福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター（IAEA・RANET・CBC）」を指定しており、12月までに26回、国内外の関係者を対象として、緊急事態の準備及び対応の分野での能力強化のための研修を実施した。2021年11月には、IAEAが東京電力福島第一原発事故10周年に当たって原子力安全専門家会議を開催し、各国、国際機関がとった行動の教訓・経験を振り返り、今後の原子力安全の更なる強化に向けた道筋を確認した。

東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復は、困難な作業の中に、世界の技術や英知を結集し、原子力分野の専門機関であるIAEAとの協力も得ながら、着実に進展している。4月、日本政府はALPS処理水<sup>34</sup>の処分に関する基本方針を公表し、7月には、日本政府とIAEAとの間で、ALPS処理水の取扱いに係るIAEAとの協力の枠組みに関する付託事項（TOR）が署名された。このTORの下、IAEAがALPS処理水の安全性や規制面についてのレビューを行う事業の実施に向け、協力が進められている。このIAEAによる協力は、IAEA内に設置され、IAEAが加盟国から選定した専門家も参加するタスクフォースを通じて実施される。11月には、IAEA、韓国、ドイツ及びフランスの分析機関の専門家が来日し、海洋モニタリングを実施した。

<sup>32</sup> IAEAによると、2022年1月現在、原子炉は世界で439基が稼働中であり、50基が建設中（IAEAホームページ）

<sup>33</sup> 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

<sup>34</sup> ALPS処理水とは、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System）を含む複数の浄化設備で浄化処理をした水

原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) は、3月、最新の情報に基づき、東京電力福島第一原発事故による放射線のレベル及び影響に関する報告書の改訂版を公表した。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進める観点から、日本政府は、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、原則毎月1回の在京外交団等及びIAEA向けの現状の通報や、原発事故以来100回以上に上る在京外交団などに対する説明会の開催 (2021年は4月、8月、9月、11月、12月に実施)、在外公館を通じた情報提供などを行っている。

日本政府は、今後も国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を丁寧に行っていく方針であり、風評被害を助長しかねない主張に対しては、引き続きしっかりと説明を行っていく。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用などの分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT締約国の大半を占める中で重要性が増してきている。IAEAも、開発途上国への技術協力や持続可能な開発目標 (SDGs) の達成への貢献に取り組んでいる。

そのような中、日本は、原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA) に基づく協力を始めとする技術協力活動や平和的利用イニシアティブ (PUI) などを通じてIAEAの活動を積極的に支援している。2020年度には、新型コロナウイルスなどの感染症対策に1,100万ユーロ、2021年度には海洋プラスチックごみ問題に対処する事業などへ拠出した。

## 1 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、相手国との間で原子力

の平和的利用分野における協力を実現するため、相手国との間で移転される原子力関連資機材などの平和的利用及び核不拡散の法的な確保に必要となる法的枠組みを定めるために締結するものである。また、二国間協定の下で、原子力安全の強化などに関する協力を促進することも可能である。原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。2021年末現在、日本は、発効順で、カナダ、オーストラリア、中国、米国、フランス、英国、欧州原子力共同体 (EURATOM)、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦及びインドとの間で二国間原子力協定を締結している。また、日本は、英国のEURATOMからの脱退に伴い同国において適用される保障措置が変更されることなどを踏まえ、2019年6月以来、英国政府との間で日英原子力協定改正議定書の交渉を実施した。同議定書は、2020年12月に署名され、2021年9月に発効した。

## (4) 生物兵器・化学兵器

### ア 生物兵器

生物兵器禁止条約 (BWC)<sup>35</sup> は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット (事務局機能) の設置や、5年に一度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWC体制の強化に向けて取組が進んできた。

2022年に予定される第9回運用検討会議までの会期間会合では、国際協力、科学技術の進展レビュー、国内実施、防護支援及び条約の制度的強化の五つのテーマについて協議された。

<sup>35</sup> BWC : Biological Weapons Convention 1975年3月発効。締約国数は183か国 (2021年12月現在)

## イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）<sup>36</sup>は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）<sup>37</sup>が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。そのほか、加盟国を増やすための施策、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化など、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。また、日本は、CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指している。

## (5) 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、戦車、大砲から、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻であり、グテーレス国連事務総長が2018年に発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分野の軍縮は「人命を救う軍縮」として3本柱の一つに位置付けられている。日本は、通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援において、積極的な活動を行っている。

## ア 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも称され、入手や操作が容易であるため拡散が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの一因となっている。日本は、1995年以来毎年、小型武器非合法取引決議案を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎年採択されてきた。また、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を支援してきている。2019年には、グテーレス国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立された小型武器対策メカニズムに対し、200万米ドルを拠出した。

## イ 武器貿易条約（ATT）<sup>38</sup>

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基準を確立し、不正な取引などを防止することを目的としたATTは、2014年12月に発効した。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、国連における議論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献した。また発効後も、締約国会議などでの議論に積極的に参加し、2018年8月、アジア大洋州から選出された初めての議長国として第4回締約国会議を東京で開催するなど、引き続き貢献している。さらに日本は、ATTの普遍化も重視しており、特にアジア諸国に対し、ATT加入に向け働きかけてきている。

## ウ 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）<sup>39</sup>

CCWは、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項などを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などについて規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効した。日本は、

<sup>36</sup> CWC : Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国（2021年12月現在）

<sup>37</sup> OPCW : Organization for the Prohibition of Chemical Weapons

<sup>38</sup> 武器貿易条約（ATT : Arms Trade Treaty）の2021年12月現在の締約国は110か国・地域。日本は、署名が開放された日に署名を行い、2014年5月、締約国となった。

<sup>39</sup> 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW : Convention on Certain Conventional Weapons）の2021年12月現在の締約国は125か国・地域

枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合が開催されている。2019年には政府専門家会合が3月と8月に開催され、LAWSに関する指針を11項目とすることで一致した。また、同指針を含む議論を、将来の規範・運用の枠組みの明確化・検討・発展に関する勧告のための基礎として活用していくこととなった。11項目の指針は、同年11月のCCW締約国会議において、正式承認された。2021年も8月、9月及び12月の政府専門家会合、12月のCCW第6回運用検討会議において活発な議論が行われた。日本も、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し、議論に貢献した。

#### 四 対人地雷

日本は、1998年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）<sup>40</sup>締結以来、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした同条約の包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点から、国際社会において、地雷除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。

2021年11月にジュネーブで開催されたオタワ条約第19回締約国会議において、日本は、これまでの日本の地雷対策支援の取組及び実績を紹介するとともに、対人地雷のない世界を目指し、今後とも積極的な役割を果たすとの姿勢を表明した。

#### オ クラスター弾<sup>41</sup>

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観

点から国際的に深刻に受け止められている。日本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施<sup>42</sup>するとともに、クラスター弾に関する条約（CCM）<sup>43</sup>の締約国を拡大する取組を継続しており、2021年に開催されたクラスター弾に関する条約第2回検討会議においても、これらの課題に関する議論に参加し、日本の積極的な取組をアピールした。

### 5 国際連合（国連）における取組

#### (1) 日本と国連との関係

国連は、現在、世界のほぼ全ての国（2021年12月現在193か国）が加盟する国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、感染症を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。

日本は、1956年に加盟して以来、普遍性と専門性の両面を活用し、国連の3本柱である平和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野において、多国間協力を通じた政策目的の実現を図ってきた。国連安全保障理事会（国連安保理）の非常任理事国を加盟国中最も多く務めるなどして、国際社会の平和と安全の維持のため主要な役割を果たしてきたのは、その重要な例である。こうした活動を支えるため、政府として国連への財政拠出を行いつつ、組織面（マネージメント）への関与を行ってきたほか、国連を舞台として活躍する日本人職員を支援し、重要なポストの獲得に努めている（277ページ 第4章第1節2（1）参照）。国連を21世紀にふさわしい効率的かつ効果的なものとしていくことは喫緊の課題であるため、日本は引き続き国連安保理を始めとする国連改革に積極的に取り組んでいる。

<sup>40</sup> 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2021年12月現在の締約国数は、日本を含め164か国・地域

<sup>41</sup> 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

<sup>42</sup> クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

<sup>43</sup> クラスター弾の使用・所持・製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2021年12月現在の締約国数は、日本を含め110か国・地域

## (2) 2021年の主要行事

9月、第76回国連総会ハイレベルウィークは、新型コロナの影響を受け、事前録画した演説の上映及び対面での参加の両方を可能としたハイブリッドの形式で開催され、菅総理大臣は事前録画、茂木外務大臣は対面の形式で出席した。

菅総理大臣は一般討論演説において、新型コロナ危機を乗り越え、世界をより良い未来に導くための日本のビジョンと貢献について発信した。感染症危機の克服に向けた日本の取組を紹介し、世界をより良い未来に導くために特に重視する分野として、国際保健システム、脱炭素化、自由で開かれた国際秩序づくり、平和と安全の四つを挙げ、それぞれの分野において日本として積極的に取り組んでいくことを表明した。最後に、東日本大震災から10年となることに言及しつつ、国際協調の重要性を再認識していること、また、多国間主義を一層推進していく決意を述べた。

また、菅総理大臣は四つの会合にビデオメッセージで参加した。米国主催のエネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム「Major Economies Forum (MEF)」では、気候変動対策において2050年カーボンニュートラルを目指す決意や、日本がリーダーシップを発揮していくことを述べた。「SDG モーメント」では、日本が2030年までのSDGs（持続可能な開発目標）達成と、その先の希望に満ちた未来に向け、全力で取り組んでいくことを強調した。さらに、米国主催「新型コロナ・サミット」では、日本によるCOVAXファシリティへの財政的貢献や新たなプレッジを含むワクチンの現物供与の支援を紹介するとともに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた国際的な取組をリードしていく決意を示した。「国連食料システムサミット」では、日本として、世界のより良い「食料システム」の構築に向けて取り組むとともに、12月に幅広い関係者の参加を得て「東京栄養サミット2021」を主催し、新型コロナにより悪化している世界の栄養状況の改善のために、国際的な取組をリー

ドしていく決意を示した。

茂木外務大臣は、国連安保理改革に関するG4外相会合の主催、アフガニスタン情勢に関するG20臨時外相会合への参加に加え、米国、韓国、英国、フランス、ロシア、インドネシア、カタール、パキスタンとの外相会談、日米韓での外相会合を行った。各国外相との個人的関係も基礎にしつつ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のビジョン及び国際社会における日本の立ち位置を強化する外交を展開し、北朝鮮やアフガニスタンといった地域情勢などにつき国際社会と緊密な連携を確認した。さらに、多国間主義同盟閣僚級会合、第12回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議にビデオメッセージを発出し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関する国連総会ハイレベル・サイドイベントを共催するなど、日本の政策や立場を国際社会に発信した。

さらに、茂木外務大臣はグテーレス国連事務総長と会談し、9月にグテーレス事務総長が発出した「我々のコモンアジェンダ」報告書（国際社会が直面する様々な課題にどう対応するかについての提言書）における新たな課題への対応について意見交換を行い、人間の安全保障の強化につなげることの重要性について一致した。また、北朝鮮に関し、事務総長から拉致問題の早期解決に向けた理解と協力への支持が改めて示された。

8月には、第76回国連総会議長就任を目前に控えたシャーヒド・モルディブ外相が訪日し、菅総理大臣を表敬するとともに、茂木外務大臣と新型コロナ、気候変動、北朝鮮問題、安保理改革などについて意見交換を行った。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略と安保理におけるロシアの拒否権行使を受け、3月、国連総会緊急特別会合が開催され、「ウクライナに対する侵略」決議が日本を含む141か国の賛成により可決された。日本はこの決議の共同提案国にもなり、採択後ロシアに対し、国際社会の圧倒的な声に耳を傾け、決議を実施するよう求めると発言した。

### (3) 国連安全保障理事会（国連安保理）、 国連安保理改革

#### ア 国連安全保障理事会

国連安保理は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有する機関であり、5か国の常任理事国と、国連加盟国により選出される10か国の非常任理事国（任期2年）から構成される。その扱う議題は、紛争の平和的解決への取組、大量破壊兵器の拡散やテロなどの新たな脅威への対処から、平和構築、女性・平和・安全保障など幅広い分野に及んでいる（190ページ特集参照）。これに伴い、国連平和維持活動（PKO）や国連特別政治ミッション（SPM）などの活動の幅も多様さを増している。

日本は、国連加盟国中最多となる11回、安保理非常任理事国に選出され、国連安保理での議論に積極的に貢献している。2016年1月から2017年12月末までの前回任期中は、北朝鮮による3度の核実験（2016年1月、9月及び2017年9月）及び累次の弾道ミサイル発射を受けて採択された六つの国連安保理決議の作成に貢献するなど、北朝鮮の核・ミサイル問題などの解決に向けて尽力した。また、アフリカ・中東を始めとする地域情勢への対応に積極的に取り組むとともに、国連安保理の作業方法改善に向けた議論を主導した。さらに日本は任期中、国連安保理が国際の平和及び安全の観点から効果的に対処できるよう人間の安全保障や平和の持続の考え方にも基づきつつ議論に貢献した。また、2019年12月に開催された「不拡散／北朝鮮」を議題とする国連安保理公開会合では、北朝鮮による弾道ミサイル発射は、国連安保理決議違反であり、日本のみならず国際社会全体にとって深刻な挑戦であること、国連安保理決議の完全な履行が重要であることを呼びかけるなど、国際の平和と安全の維持に関わる議論に力を尽くしてきた。日本は、これからも国際社会の平和と安全の維持に貢献し続けるため、日本の常任理事国入りを含む安保理改革が実現するまでの間、可能な限り頻繁に理事国となるべく、2022年に行われる安保理非常任理事国選挙に立候補している。

#### イ 国連安保理改革

国連発足後75年以上が経ち、国際社会の構図の大きな変化に伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、ほとんど変化していない。2022年2月のロシアによるウクライナ侵略の事態に対し、安保理ではこれを非難する決議案が投票に付されたが、ロシアの拒否権行使により採択されず、安保理としての協調した対応がとれなかった。このことは、安保理が現在の国際社会が求める機能を十分に果たしていないことを如実に示した。国際社会では、国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性及び代表性を向上させるべきとの認識が共有されている。特に、「国連創設75周年記念宣言」では、全世界の首脳が「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」ことを誓約した。

日本は、国連を通じて世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行っている。

#### ウ 国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉が行われている。2021年は、1月から5月まで月に1度政府間交渉会合が実施された。6月下旬、第75回会期の作業を第76回会期に引き継ぐ決定が、「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」との内容を含む形で、国連総会でコンセンサスにて採択された。11月、シャーヒド第76回国連総会議長は、政府間交渉の共同議長に、カタールの国連常駐代表を再任し、デンマークの国連常駐代表を新たに任命した。新たな体制の下、今後の議論の進展が注目される。

日本は、国連安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）の一員としての取組も重視している。茂木外務大臣は、9月の国連総会ハイレベルウィークに合わせ、G4外相会合を主催した。G4の外相は同会合で、国連安保理改革

特集

国連安全保障理事会 — 理事会が扱う課題とその変化 —

国連の場では、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、国際的な保健課題にとどまらず、安全保障にも影響を及ぼし得るという認識が広がっています。また、気候変動についても、安全保障上の脅威を悪化させるものという見方があります。このように、地域紛争、軍縮、テロリズムといった従来からの国連の安全保障課題と比較して、新しい安全保障課題だと捉えられるものが近年増えています。これに伴い、国連の安全保障理事会（安保理）が扱う課題にも変化が生じています。言い換えれば、安保理が国連憲章上担っている「国際の平和及び安全の維持」についての責任の範囲に変化が見られるのです。

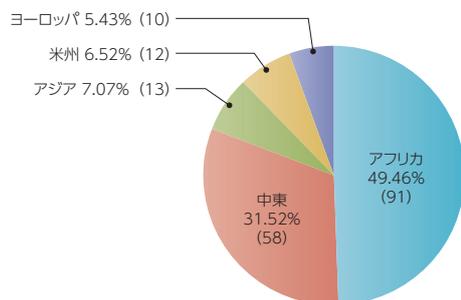
安保理の従来からの議題としては、まず、地域別のものがあります。特に、アフリカ及び中東に関するものが約8割と多く、アフガニスタン、シリア、リビアやソマリア、マリ、コンゴ民主共和国などの情勢が扱われています。また、テーマ別の議題もあり、国連平和維持活動（PKO）、テロの脅威、平和構築などが扱われます。さらに、このような既存の議題にとどまらない新しい内容を扱う場合には、安保理の各理事国は、その時々的情勢も踏まえて何を議題とすべきかについて協議します。

最近の議題数の傾向を見てみると、1990年代から2007年まで毎年8から23の新たな議題が追加されてきた一方、2008年以降は1年当たり三つ以下の追加にとどまっています。

その背景には、2010年代から、新たな課題を表現する新たな議題を増やしていくよりも、既存の議題の下に新たなサブ項目を追加することで、安保理が新しい課題に対応するという傾向があると考えられます。

例えば、テーマ別議題の一つである「国際の平和及び安全の維持」の下のサブ項目として、「海上の国際組織犯罪」、「気候と安全保障」、「新型コロナウイルス感染症の影響」などを加えることで、安保理としても国際情勢の潮流を受けた新しい課題に対応しようとする傾向があります。

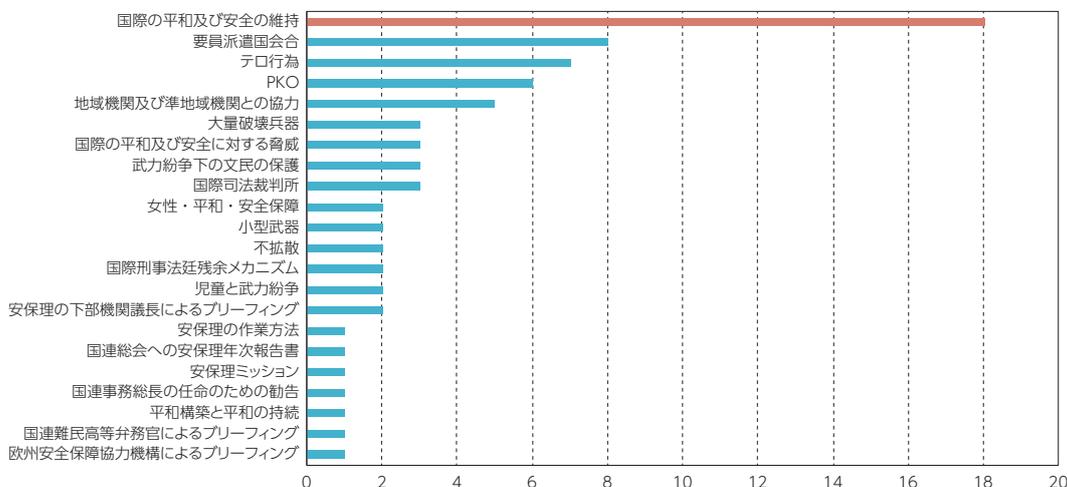
図1 各地域が安保理の会合の議題に占める割合（2021年、地域情勢に関する会合）



参照：国連公式HP「HIGHLIGHTS OF SECURITY COUNCIL PRACTICE 2021」

（注）ここでいう「会合」とは、公式会合及びビデオ形式で実施された公開会合を指す。（ ）内の数は会合数。

図2 安保理の会合の数（2021年、分野別議題のみ）



参照：国連公式HP「HIGHLIGHTS OF SECURITY COUNCIL PRACTICE 2021」

（注）ここでいう「会合」とは、公式会合及びビデオ形式で実施された公開会合を指す。

同時に、こうした流れは、新たな議題の追加をめぐる安保理内の調整の結果と見ることもできます。例えば、気候変動は、安保理では「国際の平和及び安全の維持」という議題の下に「気候と安全保障」というサブ項目を設ける形で扱われています。しかし実際のところ、各国の意見は割れているのが現状で、気候変動は紛争などのリスクを増加させる要因であるという認識の下、気候変動自体を（サブ項目ではなく）安保理の正式な議題として立てるべきという意見がある一方で、安保理は気候変動を扱う場ではないという考え方も見られます。このような各国の立場の相違も背景に、気候と安全保障を主題として扱う安保理決議はいまだありません。

なお、安保理の公式会合で取り上げる議題について理事国の一致が得られない場合には、安保理議場での手続投票となることがあります。手続投票は、常任・非常任の別を問わず9理事国の賛成票をもって可決されます。また、安保理の正式な議題となっていない案件であっても、公式な場ではなく、非公式な場（アリア・フォーミュラ会合<sup>ききん</sup>など）で扱われる例も増えてきています。

日本は、安保理が気候変動、飢饉、感染症などの幅広い複合的な現代的課題にも効果的に対処することが重要という観点から、前回安保理理事国を務めた2017年から2018年の間に、「国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処」に関する公開討論（公式会合）を主催しました。

日本は現在、2022年の安保理非常任理事国選挙に立候補しています。同選挙に当選した暁には、国際社会の動向を注視しつつ、安保理の一員として、平和と安全の維持により一層貢献していきます。

#### 主要国の国連通常予算分担率（単位：％）

順位	国名	2019年－2021年	2022年－2024年
1	米国	22.000	22.000
2	中国	12.005	15.254
3	日本	8.564	8.033
4	ドイツ	6.090	6.111
5	英国	4.567	4.375
6	フランス	4.427	4.318
7	イタリア	3.307	3.189
8	カナダ	2.734	2.628
9	韓国	2.267	2.574
10	スペイン	2.146	2.134

#### 主要国の国連PKO予算分担率（単位：％）

順位	国名	2021年	2022年	2023年－2024年
1	米国	27.8908	26.9493	26.9493
2	中国	15.2195	18.6857	18.6857
3	日本	8.5640	8.0330	8.0330
4	ドイツ	6.0900	6.1110	6.1110
5	英国	5.7899	5.3592	5.3592
6	フランス	5.6124	5.2894	5.2894
7	イタリア	3.3070	3.1890	3.1890
8	カナダ	2.7340	2.6280	2.6280
9	韓国	2.2670	2.5740	2.5740
10	ロシア	3.0490	2.2858	2.2858



国連安保理改革に関するG4（日本、インド、ドイツ、ブラジル）外相会合（9月22日、米国・ニューヨーク）

の議論の現状認識を共有し、具体的進展を図るための共通の取組について意見交換を行い、G4の結束と決意を再確認した。また、G4の外相は、政府間交渉の進展を得るため、国連総会議長を支持することで一致するとともに、アフリカ共通ポジションへの支持を表明し、アフリカを始めとする関係国とも連携しつつ、文言ベース交渉の早期開始など改革プロセスの前進のために協力することで一致した。日本は引き続き、改革推進派諸国と緊密に連携し、国連安保理改革の実現に向けたプロセスに前向きに関与していく。

#### (4) 国連の組織面（マネージメント）

##### ア マネージメント

グテーレス国連事務総長は、2期目の再任が決定した6月、平和への取組及び開発と共に国連のマネージメント分野での改革について継続的な取組が必要であるとの認識を示し、これまで取り組んできた改革を強化することを表明した。また、9月には「我々のコモンアジェンダ」報告書を発出し、国連を新たな時代に適応させるための具体策を提案した。日本は、加盟国や国連事務局との対話を通じて、改革の目的を支持しつつ、こうした取組が具体的な成果を上げ、国連が一層効果的・効率的に任務を果たす

よう求めてきている。

##### イ 予算

国連の予算は、一般的な活動経費である通常予算（1月から翌年12月までの2か年予算。2020年から2022年までは試験的に1月から同年12月までの1か年予算を導入）と、PKO活動に関するPKO予算（7月から翌年6月までの1か年予算）で構成されている。

このうち、通常予算については、2021年12月、国連総会において、2022年予算として約31.2億米ドルの予算が承認された。また、PKO予算については、2021年6月に2021年から2022年度の予算が承認され、予算総額は約63.8億米ドル（前年度最終予算比約3.0%減）となった<sup>44</sup>。

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は、米国、中国に次ぐ第3位の分担金負担国として、2021年通常予算分担金として約2億4,772万ドル、2021/22年PKO分担金として約5億2,926万ドルを負担しており、主要拠出国の立場から、国連が予算をより一層効果的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきている。なお、分担金の算出根拠となる分担率は加盟国の財政負担能力に応じて3年ごとに改定されており、2021年末に改定された日本の分担率は、米国、中国に次ぐ8.033%（2022年－2024年）となった。

また、このような国連の行財政を支える主な機関として、国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）及び分担金委員会がある。これらの委員会は個人資格の委員から構成される総会付属の常設委員会であり、ACABQは国連の行財政問題全般について審査し、総会に勧告を行う一方、分担金委員会は、総会における通常予

44 国連通常予算の推移及びPKO予算とミッション数の推移についての外務省ホームページの掲載箇所はこちら：  
 国連通常予算の推移（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100091314.pdf>）  
 PKO予算とミッション数の推移（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100091315.pdf>）



算分担率の決定に先立ち、全加盟国の分担率案を作成し総会に勧告する重要な役割を担っている。日本はこれらの委員会に継続的に委員を輩出している。

## 6 国際社会における法の支配

「法の支配」とは、一般に、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤となっている。さらに、法の支配は国家間の紛争の平和的解決を図るとともに、各国内における「良い統治（グッド・ガバナンス）」を促進する上で重要な要素でもある。このような考え方の下、日本は、安全保障、経済・社会、刑事など、様々な分野において二国間・多国間でのルール作りとその適切な実施を推進している。さらに、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、日本は国際司法裁判所（ICJ）<sup>45</sup>、国際海洋法裁判所（ITLOS）<sup>46</sup>、国際刑事裁判所（ICC）<sup>47</sup>を始めとする国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力している。また、日本は法制度整備支援のほか、国際会議への参画、各国との意見交換や国際法関連の行事の開催を通じ、アジア諸国を始めとする国際社会における法の支配の強化に努めてきている。

### (1) 日本の外交における法の支配の強化

日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとしており、力による一方的な現状変更の試みに反対し、領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などに取り組んでいる。例えば、日本は、国連総会を始めとする国際会議や関係国との会談など、様々な機会に法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強

化を確認し、その促進に取り組んでいる。また、国際社会における法の支配の促進の観点から、日本は、国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決、新たな国際法秩序の形成・発展、各国内における法整備及び人材育成に貢献している。

### ア 紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進すべく、国連の主要な司法機関であるICJの強制管轄権を受諾<sup>48</sup>しているほか、多くの国際裁判所に対する人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な協力を行っている。例えば、日本はICC、常設仲裁裁判所（PCA）<sup>49</sup>への最大の財政貢献国であり、人材面では、ICJの岩澤雄司裁判官（2018年から現職、歴代4人目の日本人ICJ裁判官）、ITLOSの柳井俊二裁判官（2005年から現職、2011年10月から2014年9月まで同裁判所所長）、ICCの赤根智子裁判官（2018年3月から現職）などを輩出している。これらの貢献を通じて、日本は国際裁判の実効性と普遍性の向上に努めている。また、2020年からは、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を立ち上げ、国際裁判機関などでインターンシップを行う日本人を積極的に支援している。

外務省としては、国際裁判に臨む体制を一層強化するとの観点から、国際裁判対策室（2015年に設置）及び経済紛争処理課（2020年に設置）を中心に、国際裁判手続に関する知見の増進や、国内外の法律家との関係強化を図ってきている。裁判に勝つためには、各裁判の特徴や特有の訴訟手続を熟知することが不可欠である。ICJ、ITLOS、PCAなどにおける裁判に適

<sup>45</sup> ICJ : International Court of Justice

<sup>46</sup> ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

<sup>47</sup> ICC : International Criminal Court

<sup>48</sup> ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて73か国が宣言しているにとどまる。

<sup>49</sup> PCA : Permanent Court of Arbitration

用のある手続法には、必ずしも明文化されておらず、判例によって蓄積されてきた規範も存在する。加えて、国際裁判で争われる事実関係が複雑化するに伴い、手続法も発展している。国際裁判対策室では、主要な国際裁判で活躍する法律家や法律事務所の動向を把握するとともに、そのような法律家と連携しつつ国際裁判に強い組織作りに取り組んでいる。また、経済分野においては、近年、世界貿易機関（WTO）<sup>50</sup> 協定、経済連携協定（EPA）<sup>51</sup> 及び投資協定に基づく紛争解決の重要性が高まっており、紛争解決の処理を戦略的かつ効果的に行うための体制強化が一層求められている。この課題に対応するため、経済分野において国際法に基づく紛争解決の処理に精通した人材を集約する観点から、2020年8月に設置された経済紛争処理課は、WTO協定などに基づく紛争解決の処理に当たり、係争対象の措置を所管する関係各省庁や外部専門家（国内外の法律事務所・学者など）とも緊密に連携しながら、書面作成、証拠の取扱い、口頭弁論などの訟務対応に加えて、判例・学説の分析や紛争予防業務を行っている。

### イ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際ルールの形成は、法の支配強化のための重要な取組の一つである。日本は、各国との共通目的の実現に向けた法的基盤を作るための二国間や多数国間条約の締結を積極的に進めるとともに、国連などにおける分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映する形で国際法の発展を実現するため、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会（ILC）<sup>52</sup> や国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、また、ハーグ国際私法会議（HCCH）<sup>53</sup>、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）<sup>54</sup>、私法統一国際協会（UNIDROIT）<sup>55</sup> などでの国際私法分野

の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、村瀬信也委員（任期は2009年から2022年まで。上智大学名誉教授）が「大気の保護」の議題の特別報告者を務め、大気環境の保護に関するガイドライン草案などの審議を通じて国際法の発展に貢献している（195ページ コラム参照）。また、11月に行われたILC委員選挙において、浅田正彦同志社大学教授・京都大学名誉教授が選出された（任期は2023年から2027年まで。歴代6人目の日本人ILC委員）。また、HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論をリードしている。さらに、UNIDROITにおいては、神田秀樹理事（学習院大学教授）が「デジタル資産と私法」に関する作業部会の議長を務め、デジタル金融をめぐる最先端の議論に貢献している。UNCITRALにおいても、日本は構成国拡大の議論を主導して実現させ、また、紛争解決の分野における新規プロジェクトを提案するなど、委員会設立以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。

### ウ 国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を適切に整備するだけでなく、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。例えば、日本は、日本を含むアジア諸国の学生に対し、紛争の平和的解決の重要性などの啓発を行うとともに、次世代の国際法人材の育成と交流を強化するとの観点から、外務省と国際法学会の共催（協力：日本財団）で国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催している（2021年に第22回を開催）。これに加え、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律

<sup>50</sup> WTO : World Trade Organization

<sup>51</sup> EPA : Economic Partnership Agreement

<sup>52</sup> ILC : International Law Commission

<sup>53</sup> HCCH : Hague Conference on Private International Law

<sup>54</sup> UNCITRAL : United Nations Commission on International Trade Law

<sup>55</sup> UNIDROIT : International Institute for the Unification of Private Law

## 国連の国際立法に携わって

上智大学名誉教授、国連国際法委員会委員・特別報告者 村瀬信也

国連国際法委員会（ILC）は、国際法の法典化と漸進的発達を任務として、1947年に創立されました。国連には珍しい個人資格の委員会（委員数34名）で、各委員はいかなる国家からも指示を受けてはならないとされています。

1967年、大学院で国際法を専攻することになったとき、私が興味を持ったのは、このILCの活動でした。その後、大学で教えるようになりましたが、1975年にILC主宰の国際法セミナーに参加し、1980年から1982年には、国連事務局の法務担当官としてILCの作業に関わりました。事務局からはその後も引き続きILCの文書の送付を受けました。2009年にILC委員に選ばれ、2022年末にやっと任期が終了します。こうして私は、この半世紀以上、ILCを、外からも内からも、ずっと見続けてきました。

ILC委員に就任した直後、私はILCが大気汚染や気候変動に関する国際法を整備するため、「大気の保護」というテーマについて取り組むべきことを提案し、採択されました。もっとも、最初は五大国出身の委員から猛烈な反対を受け、私の人生でこんな屈辱を受けたことはないと思うほど憤慨することもありました。しかし、努力と忍耐の甲斐あって、2021年の会期でガイドラインが採択されました。何十年後になるかもしれませんが、このガイドラインを基礎に、将来、国連海洋法条約に匹敵する包括的な「大気保護条約」が作られることを願っています。

個人資格の委員会なので、ILCでは、委員の間でエゴが激しくぶつかり合います。かつて、英国とフランスの委員の間で、二人が激昂して殴り合い寸前まで行ったという話もあります。内気な（！）私にはとても務まりそうにありませんでしたが、委員を続けている間に私も相当鍛えられてきたように思います。ILCでは「大気の保護」の他にも7、8件の議題がありますが、私は常に最初に発言することにしてあります。最初に発言するにはかなりの準備と勇気が必要ですが、委員会の議論の流れに一定の影響を与えることができるからです。他の委員が理不尽な議論を行った場合には、反論権を行使して、直ちに厳しく、バシッと批判することにしてあります。若い頃、ハーバード・ロー・スクールのゼミで、法律の議論の仕方を学んだことが、大いに役立っています。

国際社会において最も重要なことは、「法の支配」の確立です。それを確立するためには、まずもって、国際社会の法、つまり国際法を、明確な形で定式化しておく必要があります。第二次大戦以前の国際法は、大半が不文法である国際慣習法で占められており、不明確な部分も多く、しばしば国家間の紛争のもとになっていました。ILCの役割は、この慣習法を法典化し、明確な成文法としての多数国間条約に体系化することでした。同時に、国際社会の向かうべき方向を踏まえて国際法の「漸進的発達」を図ることも必要です。こうしてこれまでILCでは多くの多数国間条約が作られてきました。

国際社会にはまだ多くの分野で国際立法が必要とされており、日本の貢献が大いに期待されています。そうした期待に応えるには、それを担い得る人材を、外務省や国際法学会のみならず、日本の総力を挙げて育成していくことが望まれます。



筆者



ILCにおける審議、筆者前方左から2番目（前方スクリーン中央）

諮問委員会 (AALCO)<sup>56</sup> に対して、議論に建設的に参画するとともに、人材面・財政面で協力している。

## (2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。安倍総理大臣は、2014年5月の第13回アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアローグ) の基調演説で「海における法の支配の三原則」((1) 国家は法に基づいて主張をなすべきこと、(2) 主張を通すために力や威圧を用いないこと及び(3) 紛争解決には平和的な事態の收拾を徹底すべきこと) を提唱し、以降、日本は、これを一貫して主張してきた。例えば、2020年11月の第15回東アジア首脳会議 (EAS) で、菅総理大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋がインド太平洋地域の平和と繁栄の礎であることを主張している。

海における法の支配の根幹となるのは、国連海洋法条約 (UNCLOS)<sup>57</sup> である。同条約は、日本を含む167か国 (日本が国家承認していない地域を含む。) 及びEUが締結しており、公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋に関する諸原則や、海洋の資源開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。領海や排他的経済水域を含む分野に関する同条約の規定は、慣習国際法として確立していると広く受け入れられており、また、海洋における活動は同条約の規定に従って行われるべきとの認識が国際社会で広く共有されている。今後、一層複雑化し多岐にわたる海洋の問題に対応していく上で、包括的な、かつ、普遍的な法的枠組みである同条約に基づく海洋秩序を維持・強化していくことが重要である。

UNCLOSの下では、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野での法秩序の維持と発展のため、1996年にドイツ・ハンブルクに

ITLOSが設置された。ITLOSは、特に近年、海洋境界画定を含む幅広い分野の事例を扱っており、その重要性は増している。日本はITLOSの役割を重視し、設立以来、日本人裁判官を2人続けて輩出している (現在は、柳井俊二裁判官 (2021年12月末時点))。

UNCLOSに基づき設立された大陸棚限界委員会 (CLCS)<sup>58</sup> も、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設立以来、委員を輩出し続けているなど (現在の委員は山崎俊嗣東京大学教授 (2021年12月末時点))、CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。また、同じくUNCLOSに基づき深海底の鉱物資源の管理を主な目的として設置された国際海底機構 (ISA)<sup>59</sup> では、新型コロナ流行下においても深海底の鉱物資源の開発に関する規則に関連した基準及びガイドラインの策定作業などが進展した。日本は自国の立場がこれら関連文書にも反映されるよう積極的に取り組み、深海底の秩序作りを主導してきている。

さらに、2017年12月には、国連総会決議72/249により、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関し、UNCLOSの下にある新たな国際約束を作成するための政府間会議を開催することが決定され、2019年8月までに3回の会合が開催された。4回目の会合は2020年3月に予定されていたが、新型コロナの影響により延期となった。日本政府としては、BBNJの保全と持続可能な利用という二つの側面の間バランスを重視するという日本の立場が新たな国際約束に反映されるよう、積極的に議論に参加している。

## (3) 政治・安全保障分野における取組

日本の外交活動の法的基盤を強化するため、政治・安全保障分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいる。安全保障分野では、

<sup>56</sup> AALCO : Asian-African Legal Consultative Organization

<sup>57</sup> UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea

<sup>58</sup> CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf

<sup>59</sup> ISA : International Seabed Authority

自衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互提供に係る決済手続などについて定める物品役務相互提供協定（ACSA）<sup>60</sup>、移転される防衛装備品や技術の取扱いについて定める防衛装備品及び技術移転協定、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報保護協定などの更なる整備を進めた。インドとの間では7月にACSAが発効し、インドネシアとの間では3月に、またベトナムとの間では9月に防衛装備品及び技術移転協定に署名（同日に発効）し、またドイツとの間では3月に情報保護協定に署名（同日に発効）した。原子力分野においては、英国による欧州原子力共同体脱退を踏まえて、2020年12月に署名した英国との間の協定を改正する議定書が9月に発効した。

#### (4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2021年には、各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの交渉及び署名・締結を行った。また、自由で公正な経済圏を広げ、幅広い経済関係を強化するため、経済連携協定（EPA）などの交渉に積極的に取り組んだ。

2020年10月に署名された日英包括的経済連携協定（日英EPA）は、2021年1月に発効した。また、2020年11月に署名された地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、2022年1月に発効した。

さらに、日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、環境、漁業、海事、航空、労働、社会保障などの社会分野で

も、日本の立場が反映されるよう国際約束の交渉に積極的に参画し、また、これを締結している。例えば、航空分野では、6月に日・EU航空安全協定に署名し、また、海事分野では、7月に国際航路標識機関条約を締結した。漁業分野では、7月に大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書を締結した。

#### (5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2021年現在、分担金全体の約16%を負担している。加えて、人材面においても、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出し、2018年3月からは9年間の任期で赤根前国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が裁判官を務めている。また、予算財務委員会において播本幸子氏が委員を務めるなど、ICCの活動に様々な面で協力している。ICCが国際刑事司法機関としての活動を本格化させていることに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保が急務となっており、日本は、締約国会議の作業部会などの場を通じて、これらの課題に積極的に取り組んでいる。

さらに、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などの刑事分野の司法協力を一層確実にできるようにしている。具体的には、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備のため、刑事共助条約（協定）<sup>61</sup>、犯罪人引渡条約<sup>62</sup>及び受刑者移送条約<sup>63</sup>の締結を進めている。11月には、ベトナムとの間で刑事共助条約に署名した。

<sup>60</sup> ACSA : Acquisition and Cross Servicing Agreement

<sup>61</sup> 捜査、訴追その他の刑事手続について他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

<sup>62</sup> 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

<sup>63</sup> 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

## 7 人権

現在、世界各地における人権状況への国際的関心が高まっているが、人権の保護・促進は国際社会の平和と安定の礎である。日本としては、人権は、普遍的な価値であり、達成方法や文化に差異はあっても、人権擁護は全ての国の基本的責務であると認識しており、また、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げるとともに、「対話」と「協力」を基本とし、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、二国間対話や協力を積み重ねて自主的な取組を促すことが重要であると考えている。加えて、日本はこの分野において、アジアでの橋渡しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつつ、二国間での対話や国連など多数国間のフォーラムへの積極的な参加、国連人権メカニズムとの建設的な対話も通じて、世界の人権状況の改善に向けて取り組んでいる（日本の人権外交の基本姿勢や具体的取組の例は201ページ 特集参照）。

## (1) 国連などにおける取組

## ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、国連での人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題への対処能力の強化を目的に、人権委員会を改組する形で2006年に設立された。1年を通じてジュネーブで会合が開催され（年3回の定期会合、合計約10週間）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。日本は、これまで、2006年6月から2011年6月（1期目・2期目）まで、2013年1月から2015年12月（3期目）まで及び2017年1月から2019年12月（4期目）まで理事国を務めた。直近では、2019年10月の選挙で当選し、2020年1月から2022年12月まで理事国を務めている（5期目）。

2月及び3月に開催された第46会期のハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）では、茂木外務大臣がビデオメッセージの形でステートメントを実施した。その中で、

茂木外務大臣は、日本として引き続き、アジアの国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献していく決意を述べ、拉致問題の早期解決の重要性を訴えたとともに、香港や新疆ウイグル自治区を始めとする中国の情勢に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めた。また、ビジネスと人権、子どもに対する暴力撲滅、ハンセン病差別撤廃、先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現、女性活躍、女性の人権の保護推進といった分野における日本の直近の取組を紹介した。同会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された（採択は14年連続）。この決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現、さらには、被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の誠実な提供などに言及する内容となっている。

9月から10月の第48会期では、日本はカンボジア人権状況決議案を提案国として提出し、同決議案は、無投票で採択された。同決議は、カンボジアの人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進する内容となっているほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を2年間延長することを決定している。

## イ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

第76会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、

無投票で採択された（採択は17年連続）。同決議は、深刻な人権侵害を伴う拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、北朝鮮が何ら具体的かつ前向きな行動をとっていないことへの深刻な懸念、全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現、さらには、被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の誠実な提供などに言及する内容となっている。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）を含め、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

### ㊦ 子どもに対する暴力撲滅

日本は、2018年以降、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」に参加し、子どもに対する暴力の撲滅に向けて取り組む「パスファインディング国」として、GPeVACの活動に積極的に関与している。その一環として、8月、子どもに対する暴力撲滅行動計画を策定した。同行動計画は、持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の達成に寄与することを目指している。日本は、引き続き国際社会と連携しつつ、国内外で子どもに対する暴力をなくすための取組を推進していく。

### ㊦ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施を通じた人権デュー・ディリジェンス<sup>64</sup>導入推進

日本は、国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」の履行に向けて積極的に取り組んでいる。その取組の一つとして、2020年10月に日本政府が策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画の着実な実施を通じ、企業の人権意識を高めるべく、人権デュー・ディリジェンスの導入といった啓発活動を実施してきている。外務省ホームペー

ジに、ポータルサイトを立ち上げ、行動計画などを紹介する動画発信や「ビジネスと人権」に関する企業の取組事例集の公表などを通じ、企業活動における人権尊重の考え方の普及や啓発活動を行ってきている。また、行動計画の実施状況の確認に当たって、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行う場として関係府省庁連絡会議を3月に設置するとともに、幅広い関係者との対話の場として円卓会議の第1回会合を7月に開催した。行動計画のフォローアップの一環として、経済産業省と連名で「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」を9月から10月にかけて実施した。加えて、12月には上記の関係府省庁連絡会議を改組し、関係府省庁施策推進・連絡会議の第1回会合を開催した。引き続き、関係府省庁で連携し、行動計画の着実な実施に取り組んでいく。

### ㊦ 民主主義のためのサミット

12月、米国主催の民主主義のためのサミットがオンライン形式で開催され、岸田総理大臣がセッションに参加した。岸田総理大臣は、民主主義を含めた普遍的価値を重視する立場から、民主主義を守り、世界における人権を促進するための日本の考え及び取組を説明・発信した。

## (2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

### ㊦ 国際人権法

11月、ニューヨークの国連本部で開催された第18回拷問等禁止条約締約国会合において、拷問禁止委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した前田直子氏（京都女子大学法学部教授）がトップ当選を果たした。また、日本は、日本が締結している人権諸条約について、各条約の規定に従い、国内における条約の実施状況に関する定期的な政府報告審査に真摯に対応してきている。

64 人権デュー・ディリジェンス：企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと。

## イ 国際人道法

日本は、国内における国際人道法の履行強化に向けて積極的に取り組んできた。5月には、宇都隆史外務副大臣から、「紛争下の医療」に関する国連安保理決議第2286号（2016年）の採択5周年に際して、国際社会に対し、新型コロナウイルスの感染拡大下での医療アクセス及び医療従事者の保護を含め、紛争下の医療に関する一層の協力を促すためのビデオメッセージを発売した。10月にはアジア太平洋における各国の国際人道法国内委員会の地域会合に参加、11月から12月にかけては国際人道法の国内履行に関する第5回世界会議に参加した。また、国際人道法の啓発の一環として、例年同様、赤十字国際委員会（ICRC）主催の国際人道法模擬裁判・ロールプレイ大会に、審査員役として講師を派遣した。

### (3) 二国間の対話を通じた取組

国連など多国間の枠組みにおける取組に加え、日本は、人権の保護・促進のため二国間対話の実施を重視している。6月には第25回日・EU人権対話（テレビ会議形式）、9月には第11回日・カンボジア人権対話（テレビ会議形式）を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。さらに、ベトナムが主催する普遍的・定期的レビュー（UPR）に関するワークショップにテレビ会議形式で出席し、UPRに関する日本の知見を共有した。

### (4) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、

2010年度から2014年度まで第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）により、タイに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れた。

2015年度以降は、マレーシアに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れるとともに、タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三国定住難民の家族を呼び寄せることを可能とし、2010年度から2019年度までに合計50家族194人が来日した。

来日した難民は、6か月間の研修を終えた後、それぞれの定住先地域で自立した生活を営んでいる。当初、首都圏の自治体を中心に定住を実施してきたが、難民問題への全国的な理解を促進することなどの観点から、2018年以降は、首都圏以外の自治体での定住を積極的に進めている。

難民を取り巻く国際情勢などは大きく変化しており、こうした国際社会の動向を踏まえ、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するとの観点から、日本は、2019年6月、新たな枠組みでの第三国定住による難民の受入れ拡大を決定した。具体的には2020年度から、難民の出身国・地域を限定することなくアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族を、年1回から2回、60人の枠内で受け入れることとした。なお、国内外における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、2020年度の難民の受入れは延期されており、現在、適切な受入れの時期を検討している。

第三国定住による難民受入れは欧米諸国が中心となって取り組んできたが、アジアで開始したのは日本が初めてである。

## 特集

## 日本の人権外交の取組

国際社会の人権問題に対処するに当たって、日本が特に重要である点と考える点を改めて示すとともに、その考え方に基づいた具体的な取組の例を紹介します。

## ■ 1. 日本の人権外交の基本姿勢

人権や基本的自由は普遍的価値であり、各国の人権状況は国際社会の正当な関心事項です。

また、人権擁護の達成の方法や速度に違いはあっても、文化や伝統、政治経済体制、社会経済的発展段階の如何にかかわらず、人権は尊重されるべきものであり、その擁護は全ての国家の最も基本的な責務であると考えます。このような考えの下、日本は、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げる一方で、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、「対話」と「協力」を基本とし、国連などの国際フォーラム及び二国間対話などにおいて、日本を含む国際社会が関心を有する人権問題などの改善を促すとともに、技術協力などを通じて、必要かつ可能な協力を実施して、その国における自主的な取組を促してきています。

日本は、こうした日本ならではの貢献をいかしつつ、普遍的価値の面では決して譲ることなく、現下の国際情勢も踏まえた日本らしい人権外交を主体的かつ積極的に進めていきます。

## ■ 2. 人権状況改善のための具体的取組の例

## (1) カンボジア人権状況決議、日・カンボジア人権対話

カンボジアは、長い混乱に苦しんだ時代を経て、現在急速に経済発展を遂げる中、国際社会から人権状況への懸念が示されています。

9月から10月に開催された第48回国連人権理事会において、日本はカンボジア人権状況決議案を起草し、提出しました。同決議は、カンボジアの人権状況に対する国際社会の声を反映し、特に政党・市民社会関係者の逮捕などに言及しつつ、市民的・政治的環境の悪化に深刻な懸念を表明するとともに、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進する内容となっているほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を2年間延長することを決定しています。

日本は1999年から同決議を継続的に提出しており、これまで全てコンセンサス（無投票）採択されてきています。

決議案の作成に当たって、日本としては、カンボジアの人権状況の改善には、その懸念点を明確に指摘すると同時に、当事国であるカンボジアによる努力が不可欠であると考え、カンボジア自身が納得した上で、人権状況改善のための取組を行い、特別報告者の現地での活動や人権理事会での報告の場を設けることで、国際社会がこれをモニターし、促進する、バランスのとれた決議となるよう、カンボジアやEUを始めとする関係国などと協議を行い、調整に最大限尽力しました。

その間、9月には、第11回日・カンボジア人権対話をオンラインで開催し、政治活動の自由、表現・集会・結社の自由及び司法の独立などの人権分野における取組や諸課題について議論しました。日本側からはカンボジアにおける自由公正な選挙に向けた環境や市民社会の活動の在り方の問題について率直に取り上げたほか、人権分野における国際場裡での協力などについて意見交換を行いました。

これらの日本の調整努力がカンボジアや欧米諸国を含む国際社会から評価されたこともあり、10月、国連人権理事会においてカンボジア人権状況決議はコンセンサス採択されました。

日本はカンボジア国内の人権状況を注視しており、これまで選挙改革支援や若手政治関係者の招へい

などを実施するとともに、2020年度は国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）<sup>(注1)</sup>への拠出金の一部を、同カンボジア事務所による人権状況改善に関する活動のための費用に充てています。同決議の採択とともに、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進し、同国における人権状況の改善につながることを期待しています。

## (2) 日本が声を上げている例（中国の人権状況に関する共同ステートメント）

日本は、中国の人権状況についてもしっかりと声を上げてきています。例えば、香港や新疆ウイグル自治区<sup>きょう</sup>などの人権状況について、10月の日中首脳電話会談で岸田総理大臣から習<sup>しゅう</sup>近平国家主席に直接提起したほか、4月と11月の日中外相電話会談でもそれぞれ茂木外務大臣と林外務大臣から深刻な懸念を表明しました。

こうした二国間での取組に加え、日本は、国連などの場においても、個別又は共同のステートメントで懸念を表明してきています。2月の第46回国連人権理事会ハイレベル・セグメントでは、茂木外務大臣が、ビデオメッセージの形でステートメントを実施し、香港や新疆ウイグル自治区を始めとする中国の情勢に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めました。

6月の第47回国連人権理事会においては、カナダが44か国を代表して新疆ウイグル自治区などの人権状況に関する共同ステートメントを読み上げ、日本はアジアから唯一これに参加しました。同ステートメントでは、国連の特別手続による声明などで表明されたウイグル人などの拘束、強制労働・移送の疑いなどに関する懸念を共有するとともに、中国に対し、高等弁務官を含む独立したオブザーバーの同自治区への早急で効果的で自由なアクセスを認めることなどを求めています。また、香港国家安全維持法の下での香港における基本的自由の悪化や、チベットの<sup>ぜい</sup>人権状況について、引き続き深い懸念を表明しました。

10月の第76回国連総会第3委員会においては、フランスが43か国を代表して新疆ウイグル自治区の人権状況に関する共同ステートメントを読み上げ、日本はアジアから唯一これに参加しました<sup>(注2)</sup>。同ステートメントでは、新疆ウイグル自治区の人権状況に深刻な懸念を表明するとともに、中国に対し同自治区への国連人権高等弁務官による意味のあるアクセスの確保を求めています。加えて、中国も参加した10月の第16回東アジア首脳会議及び11月のアジア欧州会合第13回首脳会合においても、日本は香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況に関する深刻な懸念を表明しました。

基本的人権は中国を含めいかなる国においても保障されることが重要であり、引き続き、国際社会が緊密に連携して、中国側に働きかけていくことが重要となっています。

## (3) 人権に資するODAの例

日本は、開発途上地域に暮らす人々の人権状況の改善に向けて、法整備支援やメディア・ジャーナリズムの強化などのガバナンス分野への支援、女性や子ども、障害者などの脆弱<sup>ぜい</sup>な立場にある人々への支援に取り組んでいます。

ア 開発途上国では法律の未整備、法の運用や執行における課題、情報へのアクセス阻害といった状況が存在しています。日本は、国際協力機構（JICA）が最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、関係大学などの協力を得る体制の下で、1990年代後半より、アジア、アフリカ各国において、法令の整備・運用や司法アクセスの向上を中心とした



ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」の研修の様子  
(写真提供：JICA)

支援を行ってきました。

1998年に法整備支援を開始したラオスでは、「法の支配発展促進プロジェクト」（2018年から2023年）において、民事法及び刑事法の法理論研究・分析や法学教育及び法曹の養成・実務研修の改善などに協力しています。2020年5月には、同プロジェクトが長年支援してきた初の民法典が施行されました。2021年には、民法の趣旨や背景を明らかにした解説書や刑事証拠法に関する執務参考資料を作成する活動を行ったほか、量刑や法曹人材育成に関するオンラインセミナーを実施し、市民の権利保護に資する裁判実務の向上に貢献しました。

イ 経済や情報の急速なグローバル化に伴い人の移動が活発化する中で、人身取引は国境を越えた各国共通の深刻な人権問題となっています。特に、ASEAN統合に伴って、メコン地域における人身取引の増加が懸念されており、タイ、ミャンマーなどに対する協力を実施してきました。ベトナムでも、「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」（2018年から2022年）を実施し、人身取引被害の予防や、被害を受けた女性や少女などの支援を目的とするコールセンターの運営の強化とともに、関係機関の協力体制を更に強化することで、より多くの人々に役立つホットラインの運営を目指しています。2021年には、政令改定に向けたワークショップ、カウンセリングの質の向上のための外部評価、関係省庁の連携強化を後押しする合意文書の調印、メディアを通じた広報活動などを実施しました。なお、2021年のコールセンターへの電話件数は約3,100件に上り（11月末時点）、これまで同プロジェクトによる研修などで育成した人材（電話相談員、ソーシャルワーカー、NGOなど）は131人となりました。



ベトナム「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」のコールセンターの様子（写真提供：JICA）

ウ そのほか、2021年12月現在、アジアを中心に世界74を超える国々に対し、人材育成、メディアの自由の強化、選挙・司法を含む各種制度の構築・整備支援を実施しています。

（日本の支援例）

- ・ 国家警察の能力強化：インドネシア、コンゴ民主共和国ほか
- ・ 法令・司法制度の整備・運用：ベトナム、インドネシア、ラオス、カンボジア、ネパール、バングラデシュほか
- ・ 選挙管理能力の強化（アドバイザー派遣、選挙管理委員や投票所スタッフへの研修など）：カンボジア、パキスタンほか
- ・ 選挙支援のための機材など（投票箱、生体認証登録用サーバーなど）の供与：パキスタン、リビアほか
- ・ メディアの自由の強化・保護に向けた職員や組織能力の向上の後押し：南スーダン、コソボ、ウクライナほか

### ■ 3. 「ビジネスと人権」<sup>(注3)</sup>

サプライチェーンがグローバル化する今、企業活動における人権尊重に注目が集まってきており、企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要に迫られてきています。欧米においても、企業における人権尊重の取組の義務化などの動きが広がっています。日本では、このような「ビジネスと人権」に対する認識が必ずしも広く浸透していないこともあり、2020年10月に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施し、企業の人権意識を高めるべく、企業の取組状況の把握に努

めつつ、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）の導入促進につながる啓発活動などに取り組んでいます。

国際場裡では、国連主催セミナーやインドネシア外務省主催地域会合において、日本の取組を紹介することにより、アジアにおけるピアラーニング（互いに協力して学ぶこと）の強化に力を入れています。さらに、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、アジア諸国を含む幅広い開発途上国を対象に、相手国政府に寄り添う形で、法制度整備や政策形成、慣行改善などを通じた責任ある企業行動の実現に向けた取組を促進していきます。また、こうした活動を通じて、日本企業が各国に適切な形で展開する上でより望ましい国際環境の確立を図っていきます。

人権侵害につながりかねないビジネス活動を行わない動きが国際的に浸透することにより、世界における人権侵害の抑止と、人権を尊重する企業の国際競争力強化につながるものと考えます。

〔注1〕 OHCHR：Office of the High Commissioner for Human Rights

〔注2〕 ステートメントのポイント

- (1) 新疆ウイグル自治区の状況を特に懸念している。信憑性の高い報告によると、100万人以上が恣意的に拘禁されているとされる政治的再教育施設の巨大ネットワークが存在。拷問などを含む広範で組織的な人権侵害、強制不妊手術、性的暴力、子の親からの強制分離も多く報告され、宗教の自由、移動・集会・表現の自由とウイグル文化への厳しい制限や広範な監視も存在する。
- (2) 国連特別手続や専門家が表明した、宗教・民族的少数者への集団的抑圧への懸念を共有する。
- (3) 中国に対し、高等弁務官などを含む独立したオブザーバーの新疆ウイグル自治区への早急で効果的で自由なアクセスを認めること、及び人種差別撤廃委員会の新疆ウイグル自治区に関する勧告の早急な実施を求める。これまでの調査結果を提示し、可能な限り早期の公表を奨励するとの高等弁務官の発表を歓迎する。
- (4) 新疆ウイグル自治区の人権状況に対する懸念に鑑み、我々はすべての国に対し、ノンフルマン原則（迫害を受ける国又は地域への外国人の送還は原則として行わない）を尊重するよう求める。また、中国に対して自由権規約を遅滞なく批准することを求める。
- (5) 中国に法の支配の完全な尊重を確保し、人権の保護に関する国内・国際法上の義務を遵守することを求める。

〔注3〕 「ビジネスと人権」に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/index.html>



## 8 ジェンダー平等・女性のエンパワメント

新型コロナの拡大は、既存のジェンダー不平等を一層浮き彫りにした。このため、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワメントの促進は国内外の最重要課題の一つと位置付けられ、新型コロナ流行下からのより良い復興を実現していく上で女性・女児を様々な施策の中心に位置付けることが不可欠である。また、紛争下での女性の脆弱な立場を踏まえ、紛争の武器としての性的暴力を防止し、女性の人権保護・救済促進に向けた国際的な取組に積極的に貢献することは日本にとっても重要である。こうした中で、第5次男女共同参画基本計画にも明記したとおり、日本は、今後も、女性に関する国際会議の開催や、各国や国際機関などとの連携を通じた開発途上国支援を強力に推進し、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワメントの促進に貢献していく。

### (1) G7

ジェンダー平等は、G7英議長国の下において、開かれた、包摂的な、公正な社会の中核と位置付けられ、女子教育、女性のエンパワメント、女性及び女児に対する暴力の終焉<sup>えん</sup>が三つの主要な優先事項として取り上げられた。6月のG7コーンウォール・サミットで発出された首脳コミュニケには、「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」に対し、G7として、今後5年間で計27.5億ドルをプレッジすることなどが盛り込まれた。

### (2) G20

8月、G20イタリア議長国下で、G20では初となる女性活躍担当大臣会合がサンタ・マルゲリータ・リグレで開催され、丸川珠代女性活躍担当大臣がオンラインで開会セッションに参加した。10月のG20ローマ・サミットで発出されたローマ首脳宣言では、無償ケア労働やジェンダーに基づく暴力を始めとする、新型コ

コロナの拡大により不均衡に影響を受けた女性と女兒の諸問題の解決に向けての取組や、ブリスベン目標に向けた毎年の進捗状況の共有と行動を再確認した。

### (3) 国際協力における開発途上国の女性支援

日本は、JICAや国際機関を通じ、教育支援・人材育成のほか、開発途上国の女性の経済的エンパワーメントやジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた取組を行っている。

#### ア 教育支援・人材育成

2018年のG7シャルルボワ・サミットの機会では、女兒・女性のための2億ドルの質の高い教育及び人材育成支援を表明し、着実に実施した。2019年3月に開催された第5回国際女性会議WAW!において、安倍総理大臣から開発途上国における女性の教育機会拡大のため、2018年から2020年までの3年間で、少なくとも400万人の女兒・女性に質の高い教育、人材育成の機会を提供するコミットメントを表明し、着実に実施しているところである。また、2021年7月に開催された世界教育サミットで、少なくとも750万人の開発途上国の女子の教育及び人材育成支援を約束した。

#### イ JICAを通じた女性支援

女性の経済的エンパワーメントを推進するため、パキスタンにおいて低所得層の女性家内労働者の生活改善支援や、ベトナムにおいて女性のニーズに応じた金融サービスなどの提供促進支援を行った。また、女性の平和と安全の保障を推進するため、メコン地域を対象に人身取引対策に携わる関係組織の能力と連携強化を支援するとともに、南スーダンやパキスタンにおいてジェンダーに基づく暴力の生存者の保護や自立支援を行う協力を開始した。

#### ウ 紛争下の性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉<sup>えん</sup>及び被害者の支援が重要である。21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に積極的に取り組んでおり、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）<sup>65</sup>事務所などの国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。

2021年、日本はSRSG-SVC事務所に対し、約90万米ドルの財政支援を行い、新型コロナ拡大下のレバノン、ヨルダン、イラクを含む中東における紛争関連の性的暴力やジェンダーに基づく暴力の女性被害者支援などに貢献している。また、2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師及びナディア・ムラド氏が中心となって創設した紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）<sup>66</sup>に対し、2020年同様、2021年も200万ユーロを拠出し、日本は理事会メンバーとして同基金の運営に積極的に関与している。さらに、国際刑事裁判所（ICC）の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策にも取り組んでいる。

このほか、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も行っている。

### (4) 国連における取組

#### ア 国連女性機関（UN Women）との連携

日本は、2013年に約200万米ドルだった拠出金を、2021年には約2,100万米ドルにまで増額し、UN Womenとの連携を強化している。とりわけ、開発途上国の女性・女兒に対し、新型コロナからの予防のための啓発活動、新型コロナ下における生計支援や起業支援などの経済的なエンパワーメント、また、オンライン上の暴力を始めとするジェンダーに基づく暴力への対応などに取り組んだ。このほか、雇用

<sup>65</sup> SRSG-SVC : Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

<sup>66</sup> GSF : Global Survivors Fund (Global Fund for Survivors of Conflict-Related Sexual Violence)



トルコにおける女性たちの職業訓練（写真提供：UN Women）

創出・職業訓練を通じた女性の経済的エンパワメント支援、女性の権利や女性に対する暴力撲滅に対する意識の向上、心理社会的支援に取り組んでいる。さらに、暴力的過激主義を防ぐため、女性のエンパワメントによる強<sup>じん</sup>なコミュニティ作りを南アジアや東南アジア諸国で実施している。

#### イ 女子差別撤廃委員会

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会（23人で構成（個人資格））（CEDAW）<sup>67</sup>に委員を輩出している。9月、第9回目となる

日本の条約実施状況に関する報告書を提出した。

#### ウ 国連女性の地位委員会（CSW）<sup>68</sup>

3月に開催された第64回国連女性の地位委員会（CSW64）は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大幅な日程短縮及び規模を縮小しての開催となり、関係者によるオープニングステートメントや、政治宣言や各種決議などの採択は行われたものの、加盟国からの発言の機会は見送られた。

#### エ 女性・平和・安全保障

##### （Women, Peace and Security : WPS）

日本は引き続き、第2次「女性・平和・安全保障行動計画」（女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号及びその関連決議の履行に向けた行動計画）に沿って、主にUN WomenやSRSG-SVC事務所などの国際機関への拠出により中東、アフリカ、アジア地域のWPS分野に貢献しているほか、実施状況のモニタリング及び評価として報告書を策定している。日本国内では3月に国際女性デーを記念したウェビナーを開催し、WPSをテーマの一つに取り上げ議論した。

<sup>67</sup> CEDAW : Committee on the Elimination of Discrimination against Women

<sup>68</sup> CSW : United Nations Commission on the Status of Women